

第1日目(3月2日)

議長(駒形正博君) おはようございます。

ただいまから平成17年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は44名であります。定足数に達しておりますのでただちに本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 では最初に資料の確認をさせていただきます。

議会事務局長 (資料の確認をおこなう。)

議長 これより表彰伝達式を行います。この表彰は全国町村議会議長会表彰規定に基づき表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 それでは被表彰者の氏名を朗読をさせていただきます。なお敬称は略させていただきますのでよろしくお願い致します。恐縮ですがお名前を申し上げましたら前の方にお並びをいただきたいと思致します。

全国町村議会議長会表彰規定に基づき表彰を受けたもの、片桐貞夫、議員在職15年以上表彰であります。次に阿部昭司、同じくであります。次に中俣 誠、同じくであります。以上3名の方々が表彰を受けられました。おめでとうございます。

議長 表彰状、新潟県六日町議会 議員片桐貞夫殿。あなたは多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与されましたその功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。

平成17年2月9日 全国町村議会議長会会長 中川圭一。代読。

おめでとうございます。(拍手)

議長 表彰状 新潟県六日町議会議員阿部昭司殿。以下同文であります。おめでとうございます。(拍手)

議長 表彰状 新潟県六日町議会議員中俣 誠殿。以下同文であります。おめでとうございます。(拍手)

議長 ここで市長から祝辞をお願いいたします。

市長 おはようございます。ひとことお3方にご祝辞を申し上げます。本日ここに全国町村議会議長会表彰をお受けになられました片桐貞夫議員、阿部昭司議員、そして中俣 誠議員、お3方に心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。4万3,000市民とともに心からお祝いを申し上げたいと思っております。

皆さん方は長年、旧六日町でありますけれども、今は市になりましたが、その発展にご尽力いただきました。心から深く感謝を申し上げる次第であります。このたび表彰を受けられました皆様方は、いずれも平成元年5月から六日町議会議員としてその円満なる人格、市政に対する熱意、これらに市民の厚い信頼を受けられ、15年以上の長きにわたり在職をされました。そして豊かな見識と卓越した手腕を生かされ、それぞれ要職につかれまして当時の町政、今会は市政でありますけれども、市政の円滑な運営と健全なる発展に終始一貫ご努力

を賜りました。その輝かしい功績に対しまして深く敬意を表したいと存じます。

阿部議員におかれましては社会厚生委員長 1 期 2 年、そして議会運営委員長 1 期 2 年。また片桐議員におかれましては六日町議会の副議長として 4 年間在職され、そして中俣議員におかれましては合併前の重要な時期に六日町議会副議長として在職をされました。それぞれその豊富な経験と卓越した手腕をもって議会の円滑な運営に務めるとともに、執行部と議会の調整役として多大なご貢献をなされました。そのご功績に対し改めて敬意を表する次第であります。

今や地方分権の推進また国の三位一体改革の真っ只中で、大きな時代の変革の中にあって、このような中で地方自治の健全なる発展のために果たす地方議会の使命は、益々重要になってきております。当南魚沼市にありまして、来る 10 月 1 日にはまた塩沢町と合併し、魚沼の中核都市として益々重大な役割を担う事になり、議員の皆様方に課せられた使命はまた大きなものがあるかと思っております。受賞された皆様方に今後ともご自愛いただきまして、南魚沼市発展のために更なるお力添えを賜りますように心からお願い申し上げますとともに、今日の慶事を衷心よりお祝い申し上げます、ひとことお祝いのことばとさせていただきます。本当におめでとうございました。(拍手)

議 長 被表彰者を代表いたしまして、片桐貞夫君から謝辞をお願いいたします。

片桐貞夫君 おはようございます。ただいま私ども 3 名が全国町村議会議長から 15 年以上在職ということで表彰をいただきました。今ほど市長からも大変お褒めの言葉をいただいたわけでありまして。紹介があったように私ども平成元年に 8 名の仲間と立候補して、選挙の知らないのが飛び出したわけでありまして、後で先輩にだいたいいろいろ言われたわけでありまして、今年出た連中はめちゃくちゃな選挙をしたと言われました。当時のマスコミでは、新人が上位独占、と書き立てられたような記憶があります。私はいずれにしろ年長でありましたから、平成元年に出たということで平成会という親睦会といえますか協議会を作りまして、私どもの中だけでは六日町議会の中に新しい風を吹き込もうと。平成会を中心になって動くような自分たちの願望を迫りしようと、こんな意思統一をしながら動き出したわけでありました。

評価の程は皆さんがするわけでありまして、私どもが手前よがりにもいろいろの事いっても始まりませんけれども、3 期目までは 8 名全員が立候補し 8 名とも 3 回までは当選をしました。これも六日町議会の中には例がないと言われておったわけですが。けれども 3 期目の後半あたりからいろいろな事情があって上の選挙に出たり、体の具合を壊したりということになり減り始めました。4 期目には今表彰を受けた 3 名のほかに樋口禎二君が出たんでありますが、彼は 4 期目に出て病に倒れて残念ながら故人になられました。今は私ども 3 名が残っているわけでありましてけれども、今回六日町議員としての表彰を貰ったわけでありましてけれども、私ども特例を使って 10 月まで任期を貰っているわけでありまして。ですから 3 名になったとはいえ今でも平成会どうなった、生き残りはちょっと頑張らなきゃならんぞというような話はしているわけですが。会派を乗り越えながらみんなで相談をしながらやってきたと。

勉強会もずいぶんしたような気がしますから、そういう意味では皆さんがそれぞれ頑張ったなところと思っています。

これからは任期の中を3人になりましたけれども力を合わせながら、表彰に恥じないように、新しい南魚沼市が立派に育っていく土台作りに少しでも役に立てればと、こんな決意をしているところであります。本日はたいへん私ども3名のためにありがとうございました。たいへん簡単ではありますがひとこと申し述べて謝辞にかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議長 以上で表彰伝達式を終わります。

議長 ここで小島正明君、および貝瀬厚一君から発言を求められておりますのでこれを許します。最初に小島正明君。

小島正明君 ひとことお礼を申し上げさせていただきます。去る2月15日家の親父の葬儀に際しまして、議員会の皆様方から過分なる香典等々を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。90歳という大往生でありましたけれども、半年前までは元気が取柄で夜が明ければ暗くなるまで畑や田圃にささっていた親父でありましたけれども、病気が見つかって半年に及ばず命が絶えてしまいました。健康が何よりも勝ることだということを改めて感じさせていただきました。皆様方におかれましても、今後益々健康にご留意されましてご活躍いただく事をお祈り申し上げます。一言お礼を言わせていただきました。大変ありがとうございました。

貝瀬厚一君 皆さんより若いつもりでいたんですが、情けない姿を見せて恥ずかしい限りであります。病気に際しまして大変なご心配をいただき、また熱い思いを直に届けて大勢の方からいただきました。誠に恥ずかしくまた嬉しく思っているわけであります。この体は小脳の方が7割ぐらい動かなくなったということでございまして、立ち上がる事ができない状況が1ヶ月ぐらい続いております。残された体はこの身になりましても、議員バッチはいただいている気概は残しておるわけでございますので、古きイギリスの議会の伝統からに則っての歴史に鑑みて、皆様のご指導を残された任期、仰ぎたいと存じているわけであります。大変ご配慮、ご好意、ご厚情ありがとうございました。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号15番・中沢俊一君、および議席番号16番・松田幸雄君の両名を指名します。

(「15番、了承」「16番、了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期については、去る2月24日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配布をした会期日程表のとおり決定をいただきました。つきましては、本定例会の会期は、本日3月2日から3月23日までの22日間としたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日3月2日より3月23日までの22日間と決定をいたしました。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配布したとおりいたします。また地震の見舞金等についてもその他の報告配布のとおりであります。なお見舞金総額は47万円であります。

議長 日程第4、市長施政方針を行います。

市長 (市長施政方針を行う。)

議長 以上で市長施政方針を終わります。

議長 日程第5、監査結果の報告を行います。監査委員の報告を求めます。

監査委員 法第199条に基きまして定期監査、行政監査を行いましたので報告させていただきます。監査の対象部局であります。教育委員会・学校教育課でございます。監査対象施設名であります。北辰小学校、六日町小学校、城内小学校、城内中学校、大巻小学校、五日町小学校、大巻中学校の7校を実施いたしました。実施時期につきましては1月26日、28日の二日間で行っております。監査の場所ではありますが、それぞれの小中学校において実施をいたしました。監査対象事項につきましては、平成16年度の町、市から各校への配分予算の執行状況について。学校運営及び施設の管理状況について。備品の管理状況について。あわせて大巻中学校の屋内体育館の建設につきまして現地での説明をいただきました。

監査の結果であります。各小中学校とも事務、事業の執行につきましては適切に処理されておりました。以上報告にさせていただきます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 日程第6、報告第1号 所管事務に関する調査の報告についてを行います。議会運営委員長・笠原喜一郎君の報告を求めます。

笠原議会運営委員長 議会運営委員会の調査の報告をいたします。調査事項につきましては、平成17年3月南魚沼市議会定例会の運営についてということであり。1番から6番であります。会期および議事日程につきましては先ほどのとおりであります。請願陳情の取り扱いについては、各委員会に付託をするということであり。意見書の取り扱いにつきましては、17日の議運までに各クラブで検討をしておいていただきたいと思います。

それから4番の議会運用内規の中で合併関係議案の表決の方法というのがありますが、これにつきましては記名投票ということで、廃置分合ですけれども記名投票ということで決定をいたしております。

それから5番の議員発議であります。決算の調査特別委員会を単町ごとで設置をするということに決定をしております。

それから決算の特別委員会の進め方ですけれども3月8日が六日町、3月9日が大和町を予定

しております。閉会中の議会運営についても開催を申し入れを行うということでもあります。以上であります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長 次に総務文教委員長 牛木茂雄君の報告を求めます。

牛木総務文教委員長 所管事務調査について総務文教委員会の報告を行います。

調査事項 1 番、平成 17 年度当初予算の編成方針について、2 番目が社会教育についてでございます。社会教育につきましては現地調査を行いました。もちろん事務調査も行っております。

調査の状況ですが、まず期日は 17 年 1 月 24 日に行いました。委員の出席状況は全員の出席であります。議長も出席をいただきました。調査の内容ですが執行部の出席を求め、現地調査及び事務調査を行いました。

最初に平成 17 年度当初予算編成方針についてでございますが、財政課長から資料に基づき説明がありました。内容につきましてはご覧いただきたいと思っております。また次のような質疑と答弁がございましたがこれも内容についてはご覧いただきたいと思っております。

次は 4 ページ、社会教育についてでございます。社会教育課長から資料に基づき説明がございましたが、これは 14 ページ以降にその資料が付けてございます。また質疑答弁については以下のとおりでございますのでご覧いただきたいと思っております。

次、6 ページですが、市長からの各課に対して平成 17 年度当初予算編成方針についての資料が 6 ページ、7 ページ、8 ページと記入されております。これも皆さんからご覧いただきたいと思っております。

次は資料ナンバーの 2 番ですが 9 ページ。総務文教委員会の現地調査につきましては、3 ヶ所を選ばせていただきました。まず市民会館とそれからまほろば、働く婦人の家の被災状況であります。浦佐幼稚園につきましては、この前、現地視察を行ったわけですけれども、どの程度回復しているのかなというので通りがかりに見て来たわけであります。

次が 10 ページでございますが、ここに被災状況が載っております。藪神のまほろばが、実は今回公共の建物の中では一番大きな被害を被っておったわけでありますので、その現地調査をさせていただいたわけであります。

それから次がいわゆる市民会館の利用状況であります。それから大和町の各施設の利用状況。それから働く婦人の家の利用状況等がございまして、これは 12、13 ページになります。14 ページ以降は社会教育方針の基本的なものについてのいろいろ資料がございましてご覧になっていただきたいと思っております。最後に 18 ページですが、これは社会教育関係のいわゆる関連組織の全体図でございます。最後に 19 ページ、南魚沼市郷土史編纂の機構図といたしましてでございます。以上で総務文教委員会の報告を終わります。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 まず報告の仕方についてお伺いいたします。牛木委員長は大和町の委員長

報告をご存知だと思うわけであります。そして今ほどの説明であります、この資料等は当日配布であります。先ほど我々は見ただけであります。質疑のしようがないというふうに思いませんか。なぜこういった報告なのかひとつお聞きしたい。

牛木総務文教委員長　私どもは、質問と答弁の内容につきましては資料で発表されるので読まなくてもいい、という判断がございました。したがって文章で書かれているものにつきましては、私の方からあえて説明をしませんでした。ただ、おっしゃるとおり、今日配布になって、質問のしようがない、ということについては全くそのとおりだと思います。と思いますが、それはひとつ事務局の方から改善していただくように私も考えておるところであります。

議　　長　　ただいま委員長から議会事務局長より説明を願いたいという要望がありましたので、議会事務局長。

議会事務局長　先般の議会運営委員会の中でもちょっと申し上げたと思うんですがその時に、今回の議案の資料を、一応会が終わった後皆さんところに送付をさせていただきたいというその中に、今回の委員会の資料につきまして全ての委員会、3常任委員会すべてでございますが、ちょっと手続き上その時点では間に合わないということで当日配布にさせていただきたいと、議会運営委員会の中では私の方からお願いをさせていただきました。ご指摘のとおり確かに12月議会あたりでは、当然前もって配布をしたわけでございますので、今後、気をつけてまいりますけれども、今回につきましてはそのようなことでご理解をいただきたいということでございます。

岡村雅夫君　間に合わないでこうなったということは、私たちは3常任委員会に分かれての議会構成をやっている、本会議での議決をやるわけです。そしてその情報でいろいろな調査活動をしたり、正す事は正す、あるいは提案する事は提案するという基本姿勢に欠けています、これは。要するにこれを読んだ今議会には　まあまあここ1日ありますけれども、明日が一般質問の締切日ですが、予めこういうのが議案配布と一緒に私達の情報として分かるならば、それなりにまた審議もできるわけあります。これは委員長報告に対する質問とちょっと違うみたいになってしまうのですが、ここでなければ言えませんので言いますが、やはり資料は当日配布でないようにしていただきたい。そしてこの当議会、会期中にちゃんと反映できるような準備を私達にさせていただきたい。そうでないと今ほどの質疑の内容もわからなければ、本当に議会軽視と言わざるを得ないというふうに私は思いますので、今後議運等でもひとつきちんとした打合せをしていただきたいというふうに思います。

1点お聞きしますが、南魚沼市郷土史編纂機構図というのがございます。各文等でみますと旧町の郷土史を編纂するというふな話になっておりますけれども、これについては、私は、旧大和町でそういう編纂をしようということについて、記憶にないんですけれども何か今回上がっているようでありますけれども、その辺はどういったいきさつでこういった機構図、そうして編集編纂委員ができているのか調査してありましたらお聞きします。

牛木総務文教委員長　これは合併の協定事項によるものであります。以上でございます。

和田英夫君 議長に要望いたします。委員長の報告とちょっと離れ失礼ですが、関連します。合併をした一番のこの大事な議会です。しかも各常任委員会の報告が、今ほども岡村議員が言ったように資料を今日見て今日議論と、まさに議会軽視でありこれはちょっと合併の手続き上話し合いの手落ちじゃないかと思えます。したがってこの議会運営上私はちょっとわかりませんが、今回にかぎりこの3常任委員会の委員長報告を日程を変更して、やはり私ども議員がこの3常任委員会の報告書をよく見ながら期日を変えていただいきちんとした報告にしていきたいと思います、というふうに私は議長に要望します。その辺できるかできないか。これではあまりにもちょっと合併の弊害がでてきている。これは市民に対して申し訳たないわけでありますから。

議長 休憩をします。

(午前10時34分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

休憩中に行なわれた議会運営委員会の報告を求めます。

(午前11時00分)

笠原議会運営委員長 休憩中に開かれました議会運営委員会について報告をいたします。まず確認をされた部分を報告いたします。資料につきましては、事前に提出することをまずお願いするということでもあります。それから各委員長さんをお願いをいたしますが、前回の時にはもう少し簡単というような部分もありましたけれども、今回はちょっと簡単すぎたという中で、色々な質疑があるわけですが、そのなかでやはり重要な部分はきちっと報告をいただきたいと。そのことによって委員の皆さんが問題を共有できるわけですのでそういうことをお願いをいたしたいということになりました。

それで今回につきましては、一応日程の変更をさせていただきます。そしてこの各常任委員長の報告につきましては、午後の1番にまわさせていただくということで議運で決定をしたところでもあります。あとは議長さんの判断に任せるところであります。以上であります。

議長 お諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり報告第1号の3常任委員長報告は、日程を変更し午後からの会議の中であらためて行っていただきたいというふうに思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めそのようにさせていただきます。

議長 日程第7、平成17年請願第1号 国家公務員の「地域別給与」への改悪を行わず地方財政の確立と充実を求める請願、日程第8、平成17年請願第2号 被災者生活再建支援法の改善等に関する意見書提出を求める請願、日程第9、平成17年請願第3号「サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し改善を求める」請願、日程第10、平成17年請願第4号 全頭検査による万全なBSE対策の継続を求める請願、以上4件を一括議題といたします。請願第1号および請願第2号を総務文教委員会に、請願第4号を産業建設委員会に、請願第3号を社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

す。

日程第11、発議第1号 特別委員会の設置並びに審査の付託についてを議題といたします。事務局長より朗読を求めます。

事務局長 (朗読を行なう。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 提案理由の説明は今事務局長が説明をしたとおりであります。以上です。

議長 質疑を行ないます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

発議第1号 特別委員会の設置並びに審査の付託については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長 日程第12、選任第1号 決算審査特別委員会委員の選任についてを行ないます。決算審査特別委員会委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定によりお手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会委員はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

議長 日程第13、第1号報告 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (説明を行なう。)

議長 質疑を行ないます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りいたします。第1号報告 専決処分した事件の承認について(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第1号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第14、第2号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 (説明を行なう。)

議長 質疑を行ないます。

岡村雅夫君 なかなか今の説明では私は理解できないんですが、でも実際公の施設ということになりますと、現に旧大和町では美術館、これについては委託料を添えて委託契約をしているという物件がございます。そうしたなかで今、節減という説明があったと思うんです。要するに指定管理者を設けて団体等に委託をするという形だと思うんですけれども、そうしたなかで例えば委託したところの業務運営がなかなか大変だということになる。美術館の場合は大変だろうからということで委託料を添えて契約した経過がございますが、そういった精査というのは当然行なわれるということでありましょうか。まるっきりそれとは別のもので管理者制度があって、要するに指定をする事務のみだと。財政的な問題については個々に検討されるというようなことなのか。もう財政はぜんぜん離して委託、要するに指定すればその事業体がすべてやらなければならないというような効力というか、拘束があるのか。その辺ひとつもう少し説明をいただきたいというふうに思います。

総務課長 公の施設につきましても、全く運営団体が自主運営ができる施設と、委託料、運営費補助、まあ運営費補助でございますね、そういう形でやらなければならない施設と、色々な施設があると思います。そんな中で従来ですと旧六日町の場合もありましたが文化スポーツ振興公社とか、いろんな公社を作ってそこに委託料を払って委託していたと。こういう状況が続いておるわけでございますが、この指定管理者制度になりますと直接的に委託先を決めてやるということではなく、広く公募をしてというなかで審査をして管理運営を任せていくと。こういうシステムになりますので、そのなかで個別の施設ごとに運営費補助が必要なのか、自主運営ができるのか、これはまた検討していかなければならない問題だと思っております。

施行日以前の施設につきましては、3年間という余裕期間がありますので17年度中にいろんな細かい精査をいたしまして、運営に対する考え方、基準等も設けていかなければならないと思いますが、単独の指名ではなくて、民間の競走の原理を加えた中での管理者の指定と、こういう制度でございますのでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

岡村雅夫君 今ほどの「広く公募をし」ということは、財政的に負担のないような方がおればそこに優先的に指定するということだと思ひますよね。ですからそうすると、補助金等の節減につながる、委託料等の節減につながる、という主旨であるというふうに理解していいでしょうかね。ようするにそのためのこの条例であるというふうに理解していいでしょうか。

総務課長 法律の主旨は先ほど説明いたしましたように、住民サービスの向上、それから施設の低料金化 料金をいただいて運営している施設が多いものですから そういうものを含めまして民間事業者の有する能力、ノウハウを利用したいということでございますので、基本的にはそういう考え方でございますが、ただ管理運営能力があるかどうかという部分につきましても重要な審査項目、選定基準の中の審査項目に入ってくる部分でございます。

岡村雅夫君 そうしますと、指定されるところが営利団体でありますと、今、前段で言われた市民が使いやすくとか、いろいろ利点を申されましたが、営利を目的とし、そして財政的に独立していかなければならないということになると、ちょっとそこで大変な問題が・・・要するに入場料なら入場料、使用料なら使用料等にはかなりはね返るような懸念もあるかと思うんです。そうした場合、行政としてどの程度まで立ち入る事ができるのか。三セクとかそういう形に入っているならばそれなりの協議ができるかと思うのですが、その辺は何かセーブする部分がございますか。お聞きいたします。

総務課長 指定にあたりましては、計画書を作って提出していただくわけでございます。その中で収支計画、料金等につきましても計画書を作っていただくわけでございますので、そういう中でいろいろな審査をやりまして、適当な管理者を選定していくと、こういうことになろうかと思えます。それから計画どおりに管理がいかなかったとかそういう部分につきましては、指定管理者、いわゆる公の方で管理ができるという部分もあります。指定管理者に指定をさせない部分につきましては、料金の強制徴収とか不服申し立てに対する決定とか、行政財産の目的外使用とか、こういう部分等につきましては指定された管理者の方ではやれないとこういうことになっておりますので、そういうものを含め、また指定の中では、ちょっと申し遅れましたが議会の議決を得なければならないと、こういう部分もあります。期間を定め管理運営の基準、それから業務の範囲これを決めて管理させるものでございます。以上でございます。

中沢俊一君 例を市民会館、旧文化会館に絞った場合ですが、こういう指定管理者に任せてある程度収支の方を充実させると、演歌であるとかなんとか、ああいう格好で集客能力があるものだけになってしまって、要は市民のニーズにある自主企画といいますかそういうものは軽視されるのではないかという懸念があるわけですよ。小出郷の文化会館の場合であれば、ああして文化庁の指定を受けてほぼ毎年2,000万円程度の補助が来たわけです。それによって非常にいい活動内容が展開されて、先般も文化庁の表彰を受けているわけですが、そういうような南魚の市民のニーズが展開できるのかどうか。それがやっぱり心配だと私は思っております。市長の答弁がいただければ幸いです。

市長 演歌が何ていいですか下俗で 私は演歌が大好きでありますけども小出郷の文化会館の方が質が高いとかそういう議論は全くここでは当てはまりません。たとえば指定管理者がどなたに決まったにしても、それはそれなりに自主運営等あるわけですから、今だって棚村基金を活用した部分とか、そういう部分は残っているわけですし。それが

らまず営利にだけ走るとかそういうことは、先ほど課長が申しあげましたように審査会もありますし、それから議会の議決もありますし、相当の歯止めが効かされるというふうに考えておりますので、そうご心配をなさらなくても結構ではないかなと思っております。小出郷の方は確かに活動は活発であります。我が市民会館も相当のいろいろな活動をしております。議員ご承知のとおりであります。そういう文化的な要素が全くなくなるなんてことは、まず心配要らないというふうに考えております。

牛木芳雄君　　ちょっと具体的なことをお聞かせいただきたいと思いますが、今総務課長の説明のなかで、有機センターができるものだから必要にせまられて、ここで審議を設置したんだというふうに説明があったわけです。2月8日に施行規則が作られたと。有機センターは1期分の工事が2月末に終わって、3月から試験的な運転が始まると、こういうふうにこれから審議をされるこの産建の委員長報告にあるわけですけれども、そうするとそれについてもう、選定作業に入っていることか、あるいは本格稼働するまではどういうふうな方法で、この有機センターの運営をしていくのかちょっとお聞かせいただきたい。

総務課長　　先ほども言いましたように経過措置がありまして18年9月2日ということでございますが、今ほども言いましたようにこの後で、有機センターの設置条例、それから指定管理者制度の指定につきましての議案が出てまいりますので、そのなかでお願いしたいと思いますが、本来であればそういうことで18年4月に向けて取り組もうという考え方でございました。それがそういう必要にせまられたものですから専決処分させていただいたと、こういう内容でございますのでよろしく申し上げます。

それから指定管理者制度につきましては、地方自治法の上位法で決められておりますので、新たな公の施設につきましては、もうこの制度に乗らざるを得ない。それから現在ある施設につきましても経過措置が切れる時には、新制度、指定管理者制度に乗らなければならないと、こういう内容になっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

上村 守君　　これを見させてもらって、たとえば学校の給食センターの民間委託みたいなことがちょっとさっきの期限のなかで。給食センターは公の施設ですけれども、なかは指定業者を決めてやれば給食、学校給食が民間委託される、そういう条例にもなるのかなみたいな感じがしたんですが。学校給食の問題は、市民の皆さんの十分な議論の上でやられなければ、民間委託するとしてもね、十分な議論が必要だと思うんです。ですがこの条例に基づいてやるがだということになると、市民議論もないままずっと民間業者に委託がされたというような事態がおきるのではないかと、という心配をしたんですが。そういう心配はございませんか。

総務課長　　行政が運営しているものにつきまして、今ほど言われましたような部分につきましては新たな需要でございますので、もちろん議会の議論をした上でなければできませんし、よその自治体では民間委託しているわけでございます。ですので部分的には可能な施設だということではあります。指定管理者制度で管理者に任せるか自治体で運営していくかということにつきましては、指定管理者制度とは別の考え方で議論していただく部分だと

思います。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め質疑を終わります。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 お諮りします。第2号報告、専決処分した事件の承認について(南魚沼市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の制定について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第2号報告は原案のとおり承認をすることに決定をいたしました。

議 長 日程第15、第3号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼広域有機センターの設置及び管理に関する条例の制定について)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

青木一夫君 若干お聞かせをいただきたいと思います。第8条のいわゆる減免の対象は、どういうふうな場合を想定しておられるのか、それをお聞かせいただきたいとこう思います。それからですね一応規則がある、規則あることはあるんだけども規則の中を見てもそういう詳細は出ておりませんので、それだけひとつお聞かせをいただきたいと思います。

農林課長 減免につきましては、市の方で定めている各種条例等のなかにも減免の条例、定めがあるわけですが、それにほぼ基づいております。ひとつといたしましては本人、業者が事故、または倒産というようなことで著しく所得等が下がった時には対象にしたいということですし、もうひとつは自然災害等で施設に被害を受けてしまったというような場合は、その減免及び免除の方の基準に定めさせていただいているところであります。

笠原幹夫君 2～3点お聞かせ願いたいと思います。第一点はこの堆肥の製造その他の関係については、委員長報告の方にかなり細かい資料が出ているようですが、今まで論議してきた経過のなかで、堆肥原材料が不足をするのではないかという懸念があるという話が、たびたびでてきたように思ってます。とりわけ家畜の糞尿については、家畜をやっている人、牛だとか豚だとかをやっている人は非常に年々少なくなっていく傾向のなかで、量としての確保ができるのかどうか。そのためにキノコの廃菌床とか給食の残渣だとか、そういうものを考えているのかと思いますけれども、実際稼動していったらどんどん減ってきて

足らなくなったというようなことがないのかどうか。その辺の見通しは本当にきちんと立っているのかどうか。まずもってお聞かせを願いたいと思います。

それからもう一点は、堆肥原材料の質の問題であります。環境循環型というようなことを言ってますので、それに基づいて考えているとは思いますが、たとえば懸念されるのは今、家畜の飼料にしても、あるいはキノコがどういう菌床を使ってるかわかりませんが、いわゆる薬品だとかあるいはバイオの関係で後々問題が起きるようなものが含まれていないのかどうか。いろいろな学者の論文などを見ても、家畜は特に餌については、いろいろなことが言われています。したがってそういう点、心配される点がありますが、その辺はどのような今までの研究、そういうものがなされているのかお聞かせ願いたいと思います。

それからこれはあれですか、この指定管理者の関係でいいますと公募しなければならないみたいになっているわけです。しかしこの設置の今までの段階では、かなりJA農協さんが入ってきて一緒にやってきたと思います。いろいろ研究とかそういうのはね。それでこれは本当の意味で公募ができるんですか。あるいは農協が指定管理者になるという、何かの条件でそういうふうにされるのだというのがあるのか。書き物では公募だ公募だ、と言いながら実際はもう決まっている、というようなことが懸念もされるわけですが、その辺は絶対公募でいくんだということが言い切れるのか。他の管理者の問題、指定管理の問題とも絡んできますので、他の分野でもね。その辺ひとつお聞かせ願いたいと思います。以上です。

農林課長　まず第1点の、原料の供給は今後見通しが立つのか、ということだと思えますけれども。原料につきましては今現在、牛の頭数とかその原材料について市の方で調査させていただいたわけでございます。約乳牛が18農家で481頭、肉用牛につきましては10戸の農家で623頭、豚につきましては2軒で5,480頭。若干毎日肉用牛とか豚については動きがありますので、これはその調査時点での数字でございますが、その調査時点での数字といたしましては、糞尿及びそこに伴う敷材、藁とか使っておりますし、廃菌床を使ったりしてますので、総量を入れますと約38トン程度になるということでございます。議員がおっしゃられたように、今後畜産農家の増加というふうに市の方は振興を図っていきたいわけですが、残念ながら後継者の問題ですとか技術的な問題等もありますので、そうそう減るとしても増えることはないだろうという予測のもとに、施設規模を本施設につきましては25トンを日量に設定してあります。新たなこの広域有機センターについては25トンでございます。ただし、大和の方で既存の施設が、ご存知だろうと思えますけれども5トン程度処理できるということで、日量約30トンの処理ができるという施設でございますので、今現在であればこれらの量には対応できるというふうには考えております。

今後につきましても畜産農家を減らすというようなことは私ども振興上考えてはいたませんが、現実的減った場合というようなことも想定されますので、地域で今、大和地域では廃菌床といいますか八色椎茸の廃菌床が非常に多く出ていて、その処理に非常に困っているという状況がございます。今までは一部使った実績はありましたけれども、本格的に堆肥化したということはないんですが、それらを本施設に使っていききたいというふうに考えています。

一番大きなこの施設の利点と言いますか目的であります食品残渣の堆肥化という大きな目標があるわけでございますけども、これについても今現在ですと学校給食のセンターから出てくる野菜屑等を堆肥化したいというふうに考えておりますが、それらについても今後家畜の頭数等の推移を見ながら環境課等と検討するなかで、食品の残渣等についても搬入を開始したいというふうに考えております。

それから質につきましては、ご心配のようにいろいろの重金属ですとか抗生物質というものが入っては困るという当然公衆農家の皆さんからの強い要望等もありまして、うちらの方で平成14年からこの事業につきましてはソフト事業をやってまいりました。14年、15年のなかでこれらの原材料また堆肥等について成分分析をさせてもらっています。その結果、重金属ですとか抗生物質等については、今現在の大和町堆肥舎でも出てないという状況でございます。新たに造るセンターにつきましてはそれ以上に高温発酵させるというようなことでございますので、まず心配される抗生物質等についてはその段階で焼却されて、焼却といいますが無くなってしまおうと、滅菌されてしまうということになりますので心配ないというふうに、県の畜産課の方でも言われておりますし、また実績もそういうふうな実績がでております。

それから指定管理者についてでございます。これは11号報告でまた説明をさせていただこうと思っておりますのでその際に答弁させていただきたいと思っております。以上です。

笠原幹夫君 1点だけ再質問をします。廃菌床については八色椎茸というふうにしてはいますが、いわゆる全体量が不足になったりした場合、雪国まいたけの廃菌床を入れるというような構想はあるのですか。今の時点ではっきり聞かせてもらいたいと思っております。

農林課長 今現在では雪国まいたけは、農家から出てくる有機資源ではないということで、今のところはこの中には入れておりません。

種村俊夫君 第5条、休業日ですが、国民の祝日を休業日にしてあって、市長が承認を得てこれを変更することができるかとあるんですが、だいたい勤めておられる兼業農家の方は土日と祝日とやるんですが、春の一番忙しい時に休まれるというのは、これはいかにも官僚的な考えですが市長、さっそくこれを変える気はございませんか。市長の承認があれば変更することができるかと書いてありますので、市長の承認をもってここで変えていただきたいと思います。

それと第7条の料金の決定ですが、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとなっていて、10条には予算の範囲内で委託料を市長が払うということになっておりますので、それであれば最初からこの先ほど30何トンのあれをするということであれば、だいたいどの程度の料金収入を見込んで、どの程度のあれがあると、最初からそういう料金を決めて後でやった方が市の市民の方々には、PRもできるし、毎年毎年それで足りない、足りないで料金を改定していくというのも困りますので。例えば美術館のように、何人の人間の入る予定で、どの程度の金額でどの程度の収入で、どの程度の委託金を払うんだということがはっきりすれば、事は簡単ですが、このようにあいまいに書いてあると、どのようになるか分か

りませんので、その辺しっかり教えていただきたいと思います。

市長 休業日の件であります、ここに書いてありますよに臨機応変にやれると
ということでもありますから、これは条文的にはこうなっておりますけれども、たとえば有機
センターそのものが製造を休んでも、頒布やそういうことはできるということも考えられま
す。ですから指定管理者が決まって、指定管理者がとてこの間は休んでいられないとい
うことがあれば、これはすぐ承認しますし、ここでいつが休みで日にちを細かく区切って、5
月の間は日曜日は休みませんか、そんなことはとてなかなか決められません。指定管
理者が決定次第、指定管理者の方でこの期間はこうだ、あの期間はこうだということが出
てきますから、それを承認するというご理解をいただきたいと思います。

農林課長 後段の方になりますけれども、先ほど笠原さんからの質問もありましたけれ
ども、11号報告の方で指定管理者のご同意をお願いする予定ですので、その時説明させて
いただきますのでよろしくお願いします。

志太喜恵子君 さっきの質疑のなかで質とか飼料、堆肥原料というお話がありました。
私はこの学校給食の食品残渣を数年前からもったいない、堆肥に返したいという、そういう
活動を続けてきたんです。ですがなかなか思うに任せられなかったのが、ここに食品残渣と
いうふうに載っていますので非常にいいことだなと思います。さっきの課長のお話では、何
か野菜屑というような言い方がありましたが、私は食べ残ったものが大和町の給食センター
では100キロに及ぶというふうに聞いております。そういうのを毎日毎日どういうふう
にしてそこに運び込むのか。郡内ということになると相当の労力も量もいるのではないかと思
いますが、そういう処理の仕方をどういうふうにするんですか。それからまた関越給食とか
そういうところなどのものは、農業に関係ないから入れないということなんでしょうか。そ
こらあたりもちょっとお伺いします。

農林課長 食品の残渣ということで、当面の間は学校給食センターから出てくるもの
というふうに考えております。ただ先ほどの笠原さんの質問にもありましたように、公衆農家
の方が堆肥をまく段階で、粉碎機が今ちょっとこのセンター入っておりませんので、肉のカ
スですとか、肉はまあいいとして魚等の骨とか、そういうのがちょっと混じってくると困
るというようなことですので、当面の間は野菜屑等を利用するなかで堆肥化を図っていき
たいというふうに考えております。ただ先ほどの説明のように有機資源料の問題等もあるわけ
ですので、かなり広い範囲のなかで食品の残渣といわれるやつを活用していきたいというふう
に考えております。ただこれは、搬入はまあまあ今、旧大和町の茗荷沢という所の堆肥セン
ターに運んでいただくということを考えています。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。第3号報告 専決処分をした事件の承認について(南魚沼広域有機センターの設置及び管理に関する条例の制定について)は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第3号報告は原案のとおり承認することに決定をしました。

議長 日程第16、第4号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号))を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。質疑がありますので昼食休憩をとります。午後1時再開いたします。

(午前11時58分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

休憩前に引き続き、報告第4号に対する質疑を行います。

25番・岡村雅夫君。

岡村雅夫君 2点お伺いしますが、11ページの、車両管理費一般経費というところで、マイクロバス、軽自動車購入で何台かの説明がございましたが、1,690万円という中でマイクロバス2台、軽を4台ということは、どの程度のマイクロバスを買えるのか。マイクロバスはもう少し高いのではないかなと、私、考えているんですが、説明をお願いします。

もう1点は、13ページの工事請負費。これについては自家発電装置という考え方でいいのかひとつ、お伺いいたします。

財政課長 ご質問の第1点目でございますが、マイクロバスの内容につきましては、今までであるような形の普通の、子供の送迎用のマイクロバスでございます。普通の研修用のバスということになるとちょっと高くなりますが、その1ランク下といたしますか、そういうものを予定しております。(「だいたいの予定価格と言いますか、予算上の価格は」の声あり) 価格はちょっと資料を持ちあわせておりませんのでわかりませんが、一切を合わせて1,690万円という予算額でございます。

それから13ページの方の非常電源でございますが、これは発電装置でございますが、本庁の方は停電になると自動的にスイッチが入って発電、電気を起こす。それから大和庁舎の方につきましては、一般的な発電機で自動的に発電するというのではなくて、手で発電機を回すような、そういう発電機を予定しております。

議長 25番・岡村雅夫君。

岡村雅夫君 私は、ちょっと感覚にないもので聞いたわけですが、従来で行くと、マイクロバスをもし1台買うとすると、600万円とか700万円という、一応予算上の措置と出るのが出るわけでありましてけれども、こうしてどっかにされますとわからないわけですね。私は経験でいけば大和の研修バスは1,500万円もしたわけでありまして、この額で買えるのかどうかというのが、ちょっと私は不安を持ったので聞いたわけでありまして。

財政課長 資料が届きましたので申し上げますが、500～600万円というところでひとつご理解をいただきたいと思っております。

議長 ほかに。

質疑を終わる事にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第4号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 日程第17、第5号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号))を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。病院事務長。

城内病院事務長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 お諮りします。

第5号報告 専決処分した事件の承認について(平成16年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号))は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。第5号報告は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 お諮りします。ここで午前中に日程変更をいたしました、報告第1号 所

管事務に関する調査の報告についてを行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって日程第6、報告第1号を行います。なお、議会運営委員長の報告は終了しております。

最初に総務文教委員長・牛木茂雄君から再度報告を求めます。

牛木総務文教委員長 所管事務調査につきまして、あらためて総務文教委員会の報告を行います。調査事項、調査の状況、調査の内容は既に説明してございますので、省かせていただきます。

平成17年度当初予算の編成方針についてでございますが、財政課長から資料に基づき説明がありました。その中でまず予算編成方針でございますが、資料の方をまずご覧下さい。まずこの予算編成方針が今回すべてといってもいいくらいの問題でございます。要するに、今いったん落ち込んだ経済状況からの回復はなかなか難しく、今後も厳しい状況が続くものと予測されています。こういうような状況の中で、当市の17年度の段階での財政見通しは、約6億円が17年度予算に不足になると、こういうことがまずいわれます。さらに17年度の固定資産税、都市計画税、その分が約2億円、さらに三位一体改革の今年度削減分が加算されます。さらに地震災害の復旧事業費や、おそらく一切を合わせると10億円を超える財政不足が見込まれると、こういうようなわけでございます。したがって新年度では、非常に財政的には八方塞であるというような状況であるわけでございます。

それで予算編成の基本的な考えですが、まず合併後の初めての通年予算である。それから2番目に、合併協議事項を優先して予算に対応したいと。それから3番目は、経費の削減については、合併効果を期待していると。さらに、4番目ですが、財政事情が厳しいことへの理解を全職員の方に求めたわけでありまして。歳入に関しては、国県の支出金の減少、特に途中での財源不足は非常に注意が必要であると。それから財産処分の検討が必要であると。

歳出については経費の総額配当だが、節減をして下さいと。それから2番目は、合併の基本構想以外は新規事業は認めません。3番目には、国県の補助事業は見直しまたは廃止、というようなものを前提に考えていただきたい。さらに単独事業は、については必要性、あるいはまた受益者負担についての改めての見直しというようなことが提起されているわけでありまして。

そこでまた最初の1ページに戻らせてもらいます。塩沢町との合併関連の経費については、基本的には9月の補正予算で塩沢町の後半部分を吸い上げるという形で行いたいと。さらに、全体ですが、課長の話では10億円程度のマイナスになるという話でございます。次のような、質疑と答弁の中では、まず、そのほとんど3分の1くらい下なんです、平成17年度予算は総合計画という部分は抜いて考えてもらいたい。これは市長の答弁でございます。18年度に総合計画と新市建設計画を組み合わせた部分が、ようやく出てきますと。17年度は行政防災無線がやはり目玉であろうというようなお話でございます。次のページ、3ページですが、合併議論の時に交付税の算定については、旧町単位で交付税を担保すると

いう国の約束なのですが、どうもその事については流動的な部分があるというふうなお話でございませう。さらに、ずっと下の方になります、臨時財政対策債が、17年度6億円を見込んでおります。16年度より1億8,420万円の減というふうな形であるわけでありませう。以上で、1番の財政問題ですね、17年度当初予算編成方針についての説明を終わります。

次は、社会教育の問題でございませう。まずその前に、午前中に3カ所ほど回らせてもらいました。市民会館、まほろば、働く婦人の家それから帰り際に浦佐幼稚園がどのような状況になっているかを見させてもらったわけでありませうが、まず10ページをお開き下さい。市民会館では大ホールの反射板ガイドレールというのが、要するに音楽をそこで演奏する時に後ろの方に反射板というふうなものを作りまして、前の方へ音が行くというふうな設計になっている大きなものが、分銅がついたまま、その反射板のガイドレールが壊れたと。要するに大きな力では、重りをつけておきまして、それと同じ大きさのものが丁度この反射板と同じような重りがついているというふうな状況の中で、そのガイドレールが壊れたということでございます。これが市民会館における1番大きな被害でございます。

それから、まほろばの話ですが、これは基礎部分の亀裂、あるいは玄関ガラスの破損、2階の運動場がほとんど天井の部分ですがめっちゃめっちゃになっていた。というふうなことでございませうし、おそらくこれは調査費だけでも200万円ぐらいかかる。これはおそらくこれからのあるいは新年度の中での事業になるということでそのまま放っておかれませう。働く婦人の家ですが、いろいろな部分の建物の亀裂が入っておりまして、天井なんかも痛んでおりました。1番目に付く所は玄関のホールのタイルですね、タイルが全部落ちたと。しかも残った所まではがしてそのままの状況でしばらく推移するというふうな状況でございます。

さらに次の11ページですが、市民会館の利用状況ですが、これは15年度の11月を見てもらえますと、約7,955人、大ホールで使っています。それが16年の11月は800人しか使っていません。そういうふうな具合でございませう。全部の合計では去年の15年の11月は1万1,265人とあったものが、16年11月には1,650人というふうなことで、12月からは何とか回復しているようでございますが、これらが非常に地震の災害で大きな障害になったのが、数字の上で現れておるわけでありませう。

次のページです、12ページ。藪神のまほろばは、15年度では6,178人利用しておりました。それから13ページですが、働く婦人の家もこれも15年度は6,494人使っておったわけでございます。そこで、4ページに戻りまして、ページ14以降に資料に基づく説明がありましたが、これも省略させていただきます。

質疑と答弁の中では、非常に大事なことは地域作りの考え方ということで、答弁の中に行政側からの呼び水的な対応が必要であろうというふうな考え。それから六日町などで見られるように、非常に都市化されている地域では分館活動がほとんどできない、ない、というふうな状況であります。これに対して答弁の方では、分館活動が活発にはならない、非常に難しい問題と認識しております。しかし市と地域の納得のいく役割分担というふうなことを考えていったらいいのではないかと、というふうなことが答弁の中にありました。

それから、故郷づくりの具体的な問題ですけれども、やはり限られた職員体勢の中では、地域に張りつけるのが難しいということも答弁の中にあっただけであります。

それから食育に対する指摘でございますが、これはやはり大きな問題ではないかと思っ、私は特にその点、感心をしたわけであります。答弁の方では保健課と健康開発課と連携しながらやっていきたいというような答弁があっただけであります。

大体、大きな問題点とかそういう点につきましては、以上のような説明で終わらせていただきたいと思います。

議長 　ただ今の報告に対する質疑を行います。

岡村雅夫君 　私はこの1ページ目の問題を、どういった質疑があっただのかさらにお聞きしたいのですが。財政課長の説明の報告の中では、合併に伴い決算、暫定予算、本予算と業務が交錯しており、大幅に遅れた中での作業に入らざるをえなかった、ということであり、これについては、確かに私たちも暫定予算が2回も組まれたり、その中に10月までの決算があつたりというようなことで、何が何だかわからないような状態で我々はこうしてまた新年度予算を迎えているわけでありましてけれども、私は、行政サイドでは当然そういったことがあると、要するにやらなければならないということは周知だったと思うんですね。それがなかなか思うようにいかなかったというような説明ではないかなというふうに私はとらえたのですが、やはり何が原因であつたかということになれば、要するにその前段のすり合わせなり、あるいはどういった事務が発生するかというような部分を予測ができないようなことが、どんどん出たのかどうかと、いうふうに私は感じたのですが。そういった報告というのは実際あつたのかないのか、あるいは質疑があつたのか、その辺をひとつお聞きしたいんです。

そしてこの報告の中で見ますと、最終的には18年度予算でやっと新市の建設計画等に基づいた予算編成が可能だと、できると、予算編成になるんだというような報告でありますけれども。私たちはこの1年半の在任特例、大和町にしてみると1年の在任特例をいただいている中で、その責務としてみると、そういった新市にどう移行するのかというあたりが、かなりやっぱり我々の任された部分かなというふうにとらえているんですけれども。今の報告を見ますと、我々の任期終わってからの18年度予算と。来年の今頃やっとそういった形が出ていくのだというようなことであります。そういう点で非常に、我々が考えていた予算編成と、塩沢の問題が出てきているわけでありましてけれども、そういった問題が当初予定していたのとは違った方向になっているというような、説明とかはございませんでしたか。お聞きいたします。

牛木総務文教委員長 　まず前段で、予測がつかないような状況がおきたかということですが、総務課長の説明ではそういうような状況にあつたから、なかなか思うようにはいかなかったと、というような説明でございました。ただそういう中でも皆さんの前に、新年度予算、17年度予算が作られて机の前に載っているわけですがけれども、そういう中で何とかしてこぎつけ、あるいは当時ですから中途半端な状況の中での報告でございましたので、おっしゃ

るような意味合いの真っ只中であつたと思います。

それから後段の問題ですが、合併によってなかなか新年度に次のような期待するようなものが取り上げられなかったということですが、これは私が答弁するよりも・・・委員会ではその事については、はっきり市長がそういう形でもって答弁しておりますので、そのとおりであつたということしか申し上げようがございません。

岡村雅夫君　次は要望になってしまうわけでありましてけれども、そういった市長がいったとおりだということではなくて、担当委員会としてみると、我々が合併協議をしてきた中で、また新市のその形を作っていくかなければならない責務の中で、やはり積極的なすり合わせ等の問題を検証していただきたいというふうに思います。以上です。

牛木総務文教委員長　ご指摘については、そのとおりだと思いますし、ご要望についてもそう思っています。ただ、総務委員会全体の中の雰囲気とすれば、むしろ市長がこの17年度は総合計画というかそのことは考えないでくれ、ということまではっきり、状勢が、財政が厳しい事を申し上げたことについては、むしろ委員会の全体の雰囲気とすれば、それをそこまで乗り越えて追求するというようなことはなかったと思います。

岡村雅夫君　新市建設計画等も公表されているわけでありまして、そういった新たな問題が起きたということでそれを反故にするというような、今の発言ですけれども、要するに17年度はそういった総合計画というか建設計画的なもの、要するに市民と約束したことについては、まだまだ先延ばしだというふうに常任委員会でとつたという考え方ですかね。私はやはりそうではなくてできる所からやるという形でないと、もう先延ばし先延ばしでいってしまう。最低限度のことをやるだけというようなことになってしまいやしないかな、というふうに思います。そういう点でひとつまた今後も審議していただきたいというふうに思います。

牛木総務文教委員長　ご要望に沿いたいと思います。

議　　長　　以上で質疑を終わる事にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議　　長　　引き続き産業建設委員長・若井達男君の報告を求めます。

若井産業建設委員長　産業建設委員会の報告をいたします。

調査事項につきましては、皆さんお手元の配分資料の1ページに書かれておりますが、事件1として、除雪状況についてからその他ということで、6項目について現地調査を含み、事務調査を行いました。現地調査につきましては、除雪状況については南魚沼市管内を巡回して視察を行っております。農業施策につきましてはやはり有機センターを視察した中で調査を行いました。観光振興につきましては、これは、市営八海山山麓スキー場の現地視察を含んで調査を行っております。それらに基づきまして報告をいたします。

調査の状況、調査の内容はここに記されているとおりでございます。1月27日、これは晴天に恵まれました大変素晴らしい日でありました。そういう中でまず、事件1、除雪状況

についてということでございます。除雪状況につきましては、資料6ページに資料ナンバー1ということで、ここに記されてあるとおりでございます。この資料に基づきまして、担当課長の方から説明をうけまして、また現地調査を含んだ中で質疑が行われました。この時の状況は特に1月9日から13日までの降雪が続いたという後で、この時点でも大層な積雪になっておりました。特に後山地域に入りましては、この日だけでも積雪量が2メートル75というものを記録しておりました。計測の係かどうかははっきりしませんが、丁度そこに居合わせた方に、1番の最大積雪はいかがだったのでしょうか、というお尋ねをしましたところ、これより1メートル多かったということです。当時で3メートル75ぐらいを記録しておったという説明をその時点でいただきました。

この後、私どもが予期もしない1月30日からの豪雪にみまわれたわけです。この降雪についての現地調査だったわけですが、やはり雪は私たちの生活にとって一番関係の深い問題でありまして、質疑につきましてはそれぞれほぼ全員が質疑を行うというような状況で、大変活発な質疑になっておりました。そうした中で、質疑内容はここに記されておりますが、機械除雪、消雪パイプ、これを合計しますと六日町地域全体で、約190キロ近くになっております。道路延長の大体半分の上、55パーセントということになっておりますし、大和町地域におきましても、130キロぐらいで約40パーセントが今の状況では消雪パイプ、機械除雪で冬期間の体勢が整われておるという状況でございます。

質疑内容と答弁につきましては、ここに記されているとおりでございます。やはりこの中で一番問題になってくるのは、今回のこの1月30日から6日まで続いた豪雪時でも特に指摘されていたことだと思いますが、消雪パイプの入っている道路、こういった所はなかなか機械除雪が入らないと。この質疑にもありますが、「消雪パイプによる路線は機械除雪をしない原則と言われていたが、消雪パイプの水で消えないほどの大雪の時は、機械除雪も入れるべきだと思いがいかか」という質疑がなされております。そうした中で、「機械除雪の路線より優先度は落ちるが、雪の状況や現状現場の状況を見て対応したいと思っている」ということで、これらが今回の19年ぶりといわれております豪雪に対応ができたかどうかは、この後の形になって出てきておるのではないかと考えております。そういうことで、この現地含みの除雪状況について事件1については終了いたします。

事件2、農業施策についてということでございますが、この農業施策につきましては資料的には、7ページから始まっております、7ページの生産調整から始まりまして、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、からずっといきまして21ページまで、これを農業施策について資料が提出されました。それらに基づいて調査を行ったわけでございます。特にこの有機センターの建設につきましては、先程、報告第2号、第3号でも議論されたところでありますし、そしてこの後、議案第11号として広域有機センターの指定管理者の指定ということで出てくるわけです。この中の19ページをご覧いただきたいと思います。資源循環型農業推進総合対策事業の概要というようなことで出ておりまして、この中に南魚沼広域有機センターの「管理・

運営：「JA魚沼みなみ」というのが記されておりますが、これも先程の報告第3号の中で笠原幹夫議員の方から指摘があったことが、全くこの時点で、どうしてこういうものが今から出ておるんだという委員の指摘がございました。これについての答弁は、まあ先走りであったと、そういうような答弁がございました。この後また11号議案で審議される重要なこの広域有機センターの指定管理者の指定だというふうに考えております。これらにつきましての質疑応答はここに3件ほど記されております。そしてこの中にもゴミの分別または日30トンの能力を持っておるわけですが、これも先程議論がありましたように、実際問題として、原材料として対応できるかという件もあったわけですが、これらは給食センター等の残渣をもってしていくというような、先程の課長の答弁と同じ答弁がなされておりました。

それから3番目、事件3でございますが、観光振興についてということで、これも先程申し上げましたように、市営八海山麓スキー場を現地調査いたしました。これらの資料につきましては、22ページから26ページが資料として提出されております。現地調査の市営八海山スキー場につきましては(1)というようなことで資料が記されてございます。そして(2)につきましては、新市「雪まつり」の概要についてということで記されてありますが、当初はここも現地視察を行う予定であったわけですが、なにぶんまだ雪の運び込みというようなことで現地を視察できる状況にはまだ至っていないというようなことで、これは車中よりの説明でございました。それから(3)でございますが、新潟中越大震災による風評被害対策の状況等についてとあわせて、各種イベント参加及び観光エージェントの訪問ということで、この資料につきましては、22、23、それから25、26ページまでが記されております。そしてこの中に出てきております観光の入れ込み状況でございますが、この26ページには平成7年度から記されておりますが、当時約54万人ぐらいの入れ込みがあったというのが、これはまだ16年度、今年度は出ておりませんが、昨年度対比でも40パーセントちょっとまで落ちておるということで、人数的には22万5,000人になっていると。そこまでの大きな落ち込みが出ておりますが、そこにあわせてこの16年度につきましては震災に見まわれたというような状況になっております。

その次でございますが、事件4、これは上下水道会計についてということで、資料ページは27ページから31ページに綴られております。これらにつきましてはこの資料に基づいて企業課長の方から説明をいただいたわけでございますが、特別の質疑はなされておられません。

事件5、災害状況調査についてということでございますが、これは資料的には32ページから38ページに資料が出されております。この資料につきましては、平成16年11月17日の震災以後の第1回の現地調査の後の被害状況等がまだ出ておるというようなことなものですから、それらを各所管の課以外また税務課からもいただいております。そういったところからある資料をいただき、関係される課長の方からの資料をあわせていただいたということで、説明をいただいたわけでございますが、質疑につきましては特別な質疑はございませんでした。

そして最後、その他ということですが、これは商工観光課長からの説明をいただいたわけですが、資料は最後の39ページから46ページになっております。このその他の資料説明につきましては、平成17年度の新規事業について商業の振興対策事業を考えているというようなことで、ここで(1)に記されているような事業を目的としているというようなことですが、あわせて(2)の方では、工業振興に対しての事業を平成17年度に目指しているという説明をいただきました。これらについても質疑の方はございませんでした。以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 　　引き続き社会厚生委員長・種村俊夫君の報告を求めます。

種村社会厚生委員長 　　それでは社会厚生委員会の調査報告をいたします。

調査事項につきましては記載のとおりでありますし、調査の状況等も記載のとおりであります。現地調査をせずに事務調査を行いました。資料とまた主な質疑はここに報告書のとおりでございますが、主だった点を言いますと、国保会計につきましては来年度の国保税の調定がおおむね6万5,000円前後になるのではないかというお話がございました。また保険基盤安定制度の改革がありまして、国が半分、県、市が4分の1ずつだったのが、それが全部県の方が負担をするように変更になりまして、市では変更はないということございました。

続きましては、保育園の運営状況につきましては、管内に2カ所のへき地保育所がございました。五箇へき地と五十沢の方でしょうか、あったのですが、それが常設の保育所に統合されることになりました。来年度、17年度から統合することになりました。主な質疑等はございまして、質疑の中では、民間と公設、民間保育所が人気があるというようなことはどういふことか、というようなことがございまして、サービスだとかそういうものも公立保育所にも取り入れてはどうかというような提案もございました。また保育所の建て替えに関しまして、駅西、駅東という問題が出てまいりまして、その小学校の学区、またはその位置等の問題が審議されました。

3番の介護保険につきましては、介護保険制度の改革が、このままでいくと保険料が大幅アップということです。それにつきまして食費が今、施設入所者が大体5万6,000円前後で入っているのに対し、居宅介護者は10万4,000円もかかって、大きく差があるということで、その分の食費を3万円程度の負担増をお願いするようになるのではないかというような質疑、説明がございました。

また、訪問看護事業につきましては、これは今まで大和町の方でやっていたわけですが、これを今度は六日町でも11人の方が訪問看護を受けていると。これからも市の広報誌等でPRしたいというようなことがございました。

環境衛生につきましては、今の溶融炉の問題ですが、何でも燃やせるということで当初何で

も入れたのですが、分別ができなくて大変だったと。そして飛灰の処理の問題につきましても、当初の3～4倍もかかって苦慮していると。トン5万円もかけて処理している旨の報告がございました。また地下水対策の問題につきまして、大和と六日町の地下水審議委員会の考え方が違ったりしたわけですが、後また大きな工場ができたおかげでその影響等はどうだということで、根本的な改革が必要ではないかと。それに対しては専任の職員をつけてあるので何とかそういう方向を出したいという市長の答弁がございました。

病院会計につきましては、繰り出し金、城内病院には7,000万円、大和病院には1億8,000万円の繰り出しがあり、それを抜けば大きな赤字になるが、という話でございましたが、それにつきましては福祉から考えればこの程度の赤字は仕方ないのではないかというような答弁がございました。また医師の確保につきましては、城内病院は現在3人でおりますが、5月に1人退職されますので何とか後任を探したいということ。また、ゆきぐに大和病院につきましては、インプラント、口腔外科の常勤化、また整形外科勤務医が4月より2人常駐、プラス非常勤医、3～4日くらい確保したいと。また内科常勤医が2人自治医大に引き上げられましたので、その後任を何とか探したいということでした。また小児科は今、先生が留学してしまいましたので、何とか検診業務を確保するだけのお医者さんを何とか確保したい、というような報告がございました。以上、主な質疑等を説明させていただきました。以上です。

議 長 　　ただ今の報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

議 長 　　以上で所管事務に関する調査の報告を終わります。

議 長 　　日程第18、第1号議案 魚沼地区障害福祉組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地区障害福祉組合規約の変更について、日程第19、第2号議案 魚沼地域胃集団検診協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更について、日程第20、第3号議案 魚沼地域胃集団検診協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更について、以上3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長 　（提案理由の説明を行う。）

保健課長 　（提案理由の説明を行う。）

議 長 　　一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議 長 　　第1号議案に対する討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第1号議案 魚沼地区障害福祉組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地区障害福祉組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第2号議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第2号議案 魚沼地域胃集団検診協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第3号議案に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第3号議案 魚沼地域胃集団検診協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、第4号議案 平成16年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

駒形興一君 災害復旧費はこの最後のページに出ているわけではありますが、主に雪害以前の災害と。地震と豪雨だというとらえ方でいいと思われませんが、豪雪はこれからというふうにみております。例えば農業施設、ハウス関係がかなりやられていますね。これらの対応は、この期間にある程度集計ができていいのか。あるいは今後そうした災害に対する、市としてできる方法を考えていただけるのか、この点1点伺います。

もう1点は、これは社協の方に委託している事業かと思われませんが、今年の場合は雪害に関しては、1人家庭1人暮らしの老人家庭の除雪のことなんですけども。3回までですね、大体8時間分無料、まあ助成をしているという状況の中で、実際に1人暮らしの老人が拋出を

しなければならぬ金額が相当にのぼるというふうに見られます。この点についてこの補正では対応していただけないようですが、これについてもどのような処置をしていただけるのか。直接関係はないわけですが、今後のこの対応についてを2点ほど伺います。

農林課長 前段の豪雪に伴う農業施設の災害ということでございますが、大和地区を中心に百合の切花のパイプハウスがこの豪雪によりほぼ全壊してしまったというようなことで、農協からは報告をいただいております。ちょっと今、細かい数字がありませんが約29棟ほどのハウスが全壊したと。金額で5,000万円というふうにいわれております。これにつきましては今回の補正予算には対応できなかったわけですが、今後県等々にこの災害時補給というものを今お願いしているところでございます。それらが全くだめだということになった場合、農協さん、市というような形で今までもスイカの冷害資金ですとかいろいろの資金の利子補給をやってきておりますので、検討はさせていただくつもりです。

福祉課長 高齢者の除雪の関係で私の方からお答えさせていただきたいと思っております。市の方で1人暮らしまたは高齢者のみ世帯の除雪について一部援助しております。これにつきましては民生委員さんの方から状況等の把握をいただきながら、単純にただ高齢者ということではなくて、例えば親族だとか近隣の方から応援いただけるとか、または自分の資源資財の中で対応できる方というふうな方は除かれるわけですが、どうしても対応できない方を対象にやっているわけでございます。現在160世帯ほど対象者がおりまして、それを一部支援しているというふうなことでございます。先程話がありましたように、新市、新しく合併しまして基本的には1回4時間以内で6回ということで、24時間になるわけですが、今回のドカ雪の場合にはなかなか4時間では終了しなかったというふうなことで、その方の作業の状況によってトータルの24時間を、例えば3回かける8時間というふうなこの場合も認めるような形で、助成をさせていただきました。

今ほど話がありましたように、今回ドカ雪で7回8回というふうな除雪をなさった方もおられるかと思いますが、おかげさまで2月の始めの部分の豪雪につきましては、なんとかそれぞれ自助努力といいますか、で切り抜けたというふうな状況でございました。その後まだ降り続く、あの雪の上にまだ降り続くというふうなことであれば、状況を見てまた財政課長等と相談して補正をどうするかというふうなことも検討したのですが、そういったことで、今回のドカ雪については皆さん難儀をおかけしましたけども、何とか乗り切れたということで、今の段階、補正等の考え方はもっておりません。今後またこの上に豪雪等があった場合には、それはまたそれで考えていこうというふうなことでございます。

駒形興一君 農業施設については今後そうした取り組みをしていただけると。利子補給ですかね、それができるかなというふうには考えていますが、非常に悲惨な状況になっていきますので、ぜひ現状をよくご認識した上で、今後の助成策についてはぜひ善処をしていただきたいと思いますというふうには考えています。

それから除雪費の助成なんですけれども、それこそ、その1人暮らしの家庭によってはかなり状況が違うわけですね。全く親戚あるいは手出しをしてくれる方がいないという場合、

あるいは比較的呼べばすぐ来てくれるようなところもありますので、そのバランスが、ただ行政レベルの決まり事で一律に切ってしまうという方法は、こうした場合の豪雪対策本部を設けたからにはやっぱりそうした一律的な補助のしかたではなくて、かなり精査をしていた上で、本当に厳しい家庭についてはそれなりの助成を考えるというのが、やっぱり対策本部を立てた使命ではないかなというふうに考えますので、今後降雪状況を見ながら、この点についてもぜひ十分にご検討をいただいて。実際にかなり5回、6回になりますと外をユンボで抜かないと降らせないという状況が発生してきておるのが現状ですので、その辺も十分踏まえられた上で助成についても豪雪対策の中で考えていっていただきたいというふうに思いますの。もし市長、ご所見がありましたらひとつお願いします。

市長 十分、今ほど課長が申し上げましたとおり、今後の推移を見ながら対処すべきは対処していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

南雲淳一郎君 防災無線について市長にお伺いをいたします。これの必要性につきましては12月議会の一般質問で大勢の議員から指摘をされたところであります。早速対応をしてもらって来年度継続でございますけれども、ありがたいと思っております。今ほど担当課長から予算的な計数的な部分のお話ございましたけれども、運用設置の部分でちょっとお願いしたいと思っております。もれ聞く所によりますとアンテナを3ヶ所でしょうか。あるいはまた同時双方向でというようなこと。その他、各行政区それぞれに設置されるのですか。等々その辺のところをもう少しご説明お願いいたします。17年度のひとつの事業の目玉であるというふうに位置付けをしたというふうに聞いております。

市長 アンテナにつきましては、南魚沼市管内というだけであれば、ということですが塩沢も入りますし、これから調査設計業務に入りますので、そこで検討いたしますが、3か5か4かぐらいの数だと思っております。それから各行政区に無線機は設置したいと思っておりますが、それが前から申し上げておりますように例えば藤原と法音寺ぐらいであればひとつでいいたろうとかいう、そのすべての行政区にひとつということではありませんけど、ある程度エリアを定めてそういう体制をとりたいということにしたいと思っております。なお詳細につきましては、委託の設計業務が完了するまでは極細かいことはわかりませんが、大まかそういうことだというふうにご認識をいただきたいと思っております。私たちの願い方がそういうことであるのでよろしく願いいたします。

議長 ほかに。

和田英夫君 休日救急医療費の県の補助金が廃止になったという説明がありました。それでこれはたまたま地震があるからこの16年度ここで廃止で、来年からまた復活するという内容なのかと、それから廃止の理由。お金がないのかその他の理由からなのか、もうちょっと詳しくお願いします。

保健課長 休日救急の補助金の件でございますが、救急診療所、休日救急ですね、在宅当番救急医療情報提供実施事業という補助金が16年度で一般財源化されたということで、今後も復元する等の見込みはございません。いわゆる今回の三位一体の一連の中での財源移

議の該当になったということです。以上です。

和田英夫君 市長。このことは連合議会で十分議論されることですからこれ以上の議論はしませんが、私も連合議会に所属していた時に常々考えていたのですが、いわゆるこの休日救急事業、救命事業、これはおそらくさかのぼってまだまだ今よりも医療環境が整っていなかった時点だから必要性があったと思うんですね。時代が流れ流れて今はそれなりに医療提供体制が整備され、あるいはまた病院、医療機関によっては24時間体制で診療体制をやっているところもあるわけでありまして。この辺はいわゆる連合長として、市長もそうですが、連合長としてもどうもこれはもう、三位一体の改革の中で廃止ということですから。ですから、その時に便乗するというものではありませんが、この制度も内容をみると医師が新潟から派遣されたり、あるいはまた地域の医師が在宅で待機しているというようなことでお金を使う。目的は非常にいいわけですが、時代からしてその利用度から、内容を満たす時に、見直しをするような時期ではないかという気がします。これは連合議会ではありませんけれども連合長として、またこれは各構成町からお金が出て行く、増えるわけでありましてから、考えがありましたらお願いします。

市 長 この件につきまして連合長会議でいろいろお話がありましたが、やはりこの南魚沼地域内の皆さんばかりではありません。冬期間になればスキー客もお出でいただく、夏季の間でも観光客はお出でいただく。そういう中で、やはり地域の安全と安心という観点からすれば、これはなかなか削除というわけにはいかない、ということだと思っておりますし、塩沢、湯沢の町長さんも同じ考え方でありまして。救急救命の基幹病院の内容、設置等を待つて検討すべきであろうというところで今話は止まっておりますが、それまでは私は継続していくべきだろうというふうに考えております。

議 長 ほかに。

中沢俊一君 駒形議員の質問に関連して私も聞いてみたいのですが、豪雪対策本部が2月1日設置されました。2月の9日頃だったか回っていましたら、あの雪ですから、「市の人は本部を作ったそうだが私たちに何かしてくれるのだろうか」という、そんな問いかけもありました。私は知らなかったものですから、障害者とかお年寄りとかそういうところの雪掘りなどには力を入れるのでしょうし、こういうものを設置しておけば国あたりから除雪費の、割増の助成があると思うとそんなふうに答えておいたんですけども。どうもそういう福祉関係の特別な事もしなかったというように、私はさっき聞きましたし、後でまた聞いたらそういう予算措置などは国の方からも、特別そういう措置をとってあるというふうには聞いておりません。では何のために設置したのか、何をしたのかというのを聞いてみたいんです。ちょっと聞かせてもらえませんか。

総務課長 豪雪対策本部につきましては、設置理由につきましては市長の施政方針の中にもありましたが、今後降雪もどんどん続きまして、災害につながるおそれがあるとういうことで。それとまず道路の確保、交通の確保、ライフラインの確保、この辺が心配されるところがありますから、そういう意味で設置をいたしまして、災害に対する注意の喚起、こ

ういうものを行ったわけでございます。豪雪対策本部を設置したから補助金がくるとか除雪費が増額になってくるとかという体制ではありません。災害を未然に防ぐ、またライフラインを確保すると、そういう体制をとる。もし災害があった時には迅速に対応できると。そういうことで職員の待機体制とか、そんな体制を取らせていただいたところでございます。

議長 ほかに。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第4号議案 平成16年度南魚沼市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第5号議案 平成16年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企業課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第5号議案 平成16年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第6号議案 平成16年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

大和病院事務長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 結局11月以降の会計でどう収束するかという見込だと思のですが、暫定予算等では収支とんとんという形で示されていたわけでありましてけれども、こういった事態であります。大和病院についての要因は整形外科というようなことでありましてけれども、通年ベースで考えるとどれほどの赤字を、要するに当年度の赤字を見込んであるか、ひとつお聞きします。

もうひとつは城内病院についてですが、かなりこれは予測が立てられたのかなというふうには私は見ていたのですが、1億2,000万円の予定額で3,400万円の減収ということになりますと、かなりのウェイトを占めているかと思うのです。こういった見込み違いが出ておるのか、ひとつお聞きいたします。

大和病院事務長 お答えを申し上げます。本補正につきましては、おっしゃいますように11月から3月までの5ヶ月の中での補正でございます。補正後の両病院の数字そのものはこの中に記載しておりませんが、1ページの収入支出それぞれ備考欄に大和病院、城内病院、総額の収支を記載してございます。単純にこれを引いていただければわかるわけですが、補正後の見込みでございますが、大和病院で損失で1億1,500万円を見込み、城内病院で損失で3,046万円の見込みでございます。

大和病院で申し上げますと後程決算が出てまいりますけれども、約6,700万円ほどの、4月から10月までの損失発生決算でございますので、数字の上では1億1,500万円の約7,000万円ですから、約1億8,000万円前後の通年での損失という見込みでございます。なお、この損失の見込みにつきましては、社会厚生委員会の資料24から27ページの中に概略を資料として出ささせていただいております。あえて触れさせていただきますと、大和病院では1億9,974万6,000円の損失の見込み、それから城内病院では608万6,000円の見込みということでございますが、補正の計算がその後でございますので、若干変わってきておりますが傾向としてはそういうことでございます。

城内病院事務長 城内病院の見込み、見積りにつきましてでございます。議員ご指摘のとおり、もう少し精査が本予算を組む段階でできたのではないかとすることはご指摘のとおりでございます。当初、本予算を組む段階では、10月までの決算見込みを立てまして予算残を持ち寄って作成をさせていただいたという経過もありますが、16年度の当初の段階での見積りに、過大見積りがあったということは否めないというふうに思っております。そういったことを踏まえまして決算見込みを立てまして、決算時に大きな差が出ないようにということで、今回精査をさせていただいたという中身になってございます。よろしく願いをいたします。

岡村雅夫君 大体説明をいただいてわかりましたけれども、先程の厚生委員長の説明にもありましたように、福祉という部門、要するに市民が安全安心して暮らせるためのひとつの施設という考え方での、こういった施設運営ということになるわけでありまして、私は、こういった会計では義務付けられた人員配置とかいろいろあるわけでありまして、結局、出から入りを予測するという、あるいは計上しなければならないということだと思っております。そ

ういう点ではやはりある程度そういった部分を容認できるような説明をしていただければ、こういった質問がなくなるかなというような気が私はしますので、ぜひともそれに向けての、スタッフで最大効果をあげるとい目標は捨てないでいただきたいと思います。今、城内病院も多分、新規事業というか院長が代わったがためにいろいろの事業展開をしていかなければならないという時期だと思しますので、若干そういった説明をいただければ、またありがたいななんて思っています。それが先程の補正での資本的収支で出てきているわけでありますので、そういう点で、過大見積りであったというばかりでなく、もう少し姿勢というかそういうものが説明いただければありがたいというふうに思っていますが。以上です。

議長 ほか。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。

第6号議案 平成16年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第7号議案 南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」「はい、議長24番」の声あり)

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

関 忠良君 私は本案、南魚沼市及び塩沢町の廃置分合について反対の立場で討論を行います。まず私は、すでに25日に南魚沼市、本市と塩沢町で調印がなされていることは承知の上でございますけれども、果たして塩沢町の町民の皆さんの意思の合意が成立しているかどうか。少なくとも私は、もっと廃置分合は急ぐべきではないという立場から反対するものでございます。

すでにご承知のように一昨年の6月でしたか、塩沢町は合併をしないということで住民投票で選択をしたわけでありましてけれども、あわせて8月には本市との、3町の合併協議会が

らも離脱をしたと。そしてこの推進をなさっておられた塩沢町長は、この厳粛な町民の審判に対して責任を取って辞職されたこともご承知のとおりでございます。そもそも私は住民投票というのは、その結果を尊重するというを前提に法に基づいて行われたものと理解します。したがってその後、塩沢町の町民の皆さん、あるいは議会の皆さん、執行部の皆さん、いろいろな状況があったことも承知をしておりますけれども、いずれにしましてもすべて町民の選択を、合併の賛否を抜きにして、やはりそれを優先するというのが私は民主主義のルールではないかというふうに考えておるわけであります。そういうことと合わせてこの立場からしますと、住民自身がこの選択をしたと、しかしその後まだ正式に確認をされた中で、いろいろな思いで賛成の方、反対の方が今おられることも事実だと思うわけでありますので、何としても急いで、しかもあと25日もすれば塩沢町の議会の改選もあるわけですので、そういう立場からもっと時間をかけて塩沢町民の皆さんの選択を待つべきだというふうに考えます。

議 長 簡潔に願います。

関 忠良君 そして時間をかけた中で論議をし、そしてその結果を評価するのも住民でありますし、また修正して今までとった行動を直すのも住民の力であり、それが私は住民自治ではないかというふうに考えるものであります。そういう立場から私は、現時点で先を急いで廃置分合の議決をするということは、塩沢町の町民自身の選択を尊重する立場からも急ぐべきではないという立場で、反対の意見を述べるものであります。以上。

議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

以上で討論を終わります。

議 長 採決します。第7号議案 南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合について、本案は記名投票により採決いたします。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

ただ今の出席議員数は44名です。

次に立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に議席番号17番・種村俊夫君及び議席番号18番・小島正明君の両名を指名します。

(「17番、了承」「18番、了承」の声あり)

投票用紙を配布いたしますが、白票と青票を2枚配ります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは投票の仕方について事務局長より説明させます。

議会事務局長　それでは念のため申し上げますが、投票につきましては記名投票でございます。南魚沼市の議会の会議規則72条の規定の中にあるのですが、本案に賛成の方は白票に自己の氏名だけを記入してください。お名前だけ。賛成と書く必要はございません。それから反対の方につきましては、青票の方にお名前を書いていただくと。それをどちらか1通をこちらに投票していただくということになりますので、よろしく願いをいたします。なお氏名が記載されていないものにつきましては無効となります。それから白、青両方投票したのも無効になりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議　　長　投票箱の点検をいたします。

(投票箱の点検)

議　　長　異常なしと認めます。

投票を開始いたします。議席番号1番から順次投票してください。

(投票)

議　　長　投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議　　長　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。種村俊夫君及び小島正明君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(種村俊夫君及び小島正明君立ち会いの上、開票)

議　　長　投票の結果を報告します。

投票総数43票。有効投票数43票。無効投票0票。有効投票のうち賛成39票、反対4票。以上のとおり賛成多数であります。よって第7号議案　南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合については原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議　　長　休憩をします。3時30分から再開します。

(午後3時15分)

議　　長　休憩を閉じて会議を再開します。

(午後3時30分)

議　　長　42番　井上忠夫君、体調不良のため早退であります。

日程第25、第8号議案　南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長　(提案理由の説明を行う。)

議　　長　質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第8号議案 南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

異議がありますので、起立による採決を行います。

原案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって第8号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第26、第9号議案 南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第9号議案 南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

異議がありますので、起立による採決を行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって第9号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第27、第10号議案 南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

企画情報課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第10号議案 南魚沼市及び南魚沼郡塩沢町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

異議がありますので、起立による採決をいたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第28、第11号議案 南魚沼広域有機センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笠原幹夫君 指定管理者の関係で先程、広募によるのが原則だということだったわけです。しかし今までの経過等があって、という話はわかりました。しかし、先程私が聞きもらったのかもわかりませんが、2月8日から何かしたといいましたね。しかしこの委員長報告では1月27日の産業建設委員会が行われたわけで、その際の資料だと思いますが、この19ページの資料では既に「南魚沼広域有機センター管理運営」A魚沼みなみ」ちゃんと模式図だか何か概要の図面、図を添えて書いてあるんですね。別に私は、魚沼みなみがこれに指定されることがふさわしいとかふさわしくないとかというつもりはありません。ただやはり、本音と建前だから見目よく広募だなんてことを盛んにいっていて、実際はもう決めてあると、こういうやり方というのがはたしてどういうものかと。公が それこそ公がやる仕事としてどうか、というふうに考えるわけです。

したがって今回、魚沼みなみに指定するのであれば、やはり経過がこうだったからということをはっきりそれを謳って、それで今回の場合はこういう措置をとったということを明確にしないと、私は何かいつも本音と建前ではないけれども、ごまかしのやり方がまかりとおるようになるのではないかと。今後も例えば、いろいろなスポーツの施設だとかそういうので、こういうケースが出てくるわけですが。それぞれ今みんなやっているわけですので、今までの経過等を踏まえれば、これはここへいくのだからというように私どもも考えざるをえないわけですが。しかしあくまでもそれは広募でやったのだみたいな形をとると、形だけそういう形をとるというのについて、私は大いに疑問を持っているものであります。その辺は皆さん方はどういうふうな考えでやっているのかお聞かせを願いたい。

それから今回初めて指定をするわけですから、少なくとも現時点での魚沼みなみのその計画に基づいて、トンどのくらいになるかとか、散布がどのくらいになるというような数字を、やはり資料として出すべきではないかと。私ども、そこを否定されても、いくらで今、堆肥が実際田んぼ畑等に撒かれるのかというのはわからないわけですから、できたらそういう先程一定の目処があってというような話をしましたが、それがいくらなのか、あるいは今はまだそれを公表することはできないとすれば、できない理由は何なのか、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

農林課長　それでは前段の方ですけれども、1月に開かれました産業建設委員会の席で、農業施策の中で有機センターの説明をさせていただいたわけですが、先程委員長の方から先走りというような話があったわけですが、あの資料につきましては、14年度から事業に取り組んできまして、15年度に国の方に補助事業というような形で申請をしなければならないという中で、旧大和町ですけれども、当時JA魚沼みなみさんというような考え方の中で、県の方に書類をあげてしまった資料を、本来であれば出さなければよかったんですが、出したのはちょっと間違い、まずかったわけなんですけれども。こういう流れの中で事業に取り組んでいくのですと、管理者が誰かれというわけではなくて、堆肥ができてそれをこういうふうに畑、田んぼに撒く流れといいますか、そういう総量とかをご説明したくてたまたま資料として用いたわけですが、その中に、字が小さかったというのがありますけれども、見落としてしまったということで申し訳なく思っています。また正式な管理フローというものも示してあるわけですが、そのものについては空白といいますか、スペースで提出していたのですが、それがたまたまスペースがなかったというようなことでございます。誠に申し訳なく思っていますがご理解いただきたいと思っております。

それから料金でございますが、料金についてはJA魚沼みなみさんの方では、健全な経営をするということになると、このくらいの料金設定をしたいということで、今現在の和町堆肥センターで使用している料金を設定して市の方に出してきたわけでございます。この料金につきましてはここで公表できないというわけではないんですけども、この料金等についても今後またこれから本契約、今日ご可決いただきましたあかつきに農協さんと本契約をしていくという段階の中で、市の方としてもまたいろいろと本日のご提案等を踏まえまして話をしていきたいというふうに考えております。また近々に何らかの形で利用料金、またそれと散布の代金というものを示したいというふうに考えておりますが、現状の大和町堆肥センターで撒いているその利用料金が基礎になっているということでご理解いただきたいと思っております。

(「大和町が今どのくらいで撒いているかを」の声あり)

農林課長　大和町が現在、トンあたり3,000円で撒いています。車が2トン車で、大体5,500円から6,500円。ただこれは距離が大和地内と六日町地内また塩沢地内ということでございますので、5,000円から6,500円ということで撒いています。ただこれから有機センターができますと、かなり水分調整がされまして、トン売りですと現

状に合わないということで、この計画ですと立米あたりで出ております。立米あたりですけどもトンあたりの換算した金額が示されているということでございます。

笠原幹夫君　　今、堆肥センターの関係ですけども、総務課長でも市長でもいいですが、これ今度は他の施設でも同じようなことが出るわけです。しかも今まで既にもうそこは委託を受けるなりなんなりしてやっているわけです。それをまた再指定があるいは全く別の人を指定するか。いわゆる公募なんてできないのではないかという感じもしているんです。それはあくまでも公募だというつもりなのかそうではないと思うのですが、その辺、何か書き物や何か説明する時は公募とって、実際はそうでないみたいな形でみんな指定していくというようなことはやっぱりちょっとおかしいと思うのですが、その辺どのような考え方を持っているのですか。もう1回お聞かせ願いたいと思います。

総務課長　　やはり地方自治法の指定管理者制度の改正の中では、現在管理委託されていたから、そこと全く随契していくという考え方では契約がいけない、やっていけないということでございます。基本的には広く、1社ではなくて選定していくと、そういう形で選定されます。ただ実際の管理、今ほどもいいましたように管理のやり方、運営のやり方、料金の設定等につきましては、公の施設の管理者の料金等につきましても管理者の承認を得てということになっておりますし、そういう中で決定していく項目だと思えます。また、維持費、それから委託料等につきましても、全く自主運営ができない部分等もありますので、そういう中で条件、指定等をつけて、一応公募しながら管理者を指定していかなければならない、こういうことになるかと思えます。

笠原幹夫君　　ではここでまだやっていないことにいろいろ言ってもはじまりませんが。ではこれからのものをあくまでも公募が原則でやっていくと。今みたいに先走ったとか何とかとって、あらかじめ内定していたみたいな形でやって、そして帳面だけは公募でやったことにするようなやり方は絶対しないと、約束して下さい。

市長　　今のこの堆肥センターにつきましても、さっき課長が説明申し上げましたように、14年度からいろいろ協議を重ねてきた部分と、15年になって指定管理者制度が変わるということで、その辺の調整がきちんとできなかった中にああいう資料が出たということで、どうしても内々決めたということは絶対なかったんです。内々決めていたなんていうことはありません。さっき報告申し上げましたように、照会は3件ありました。照会は。この市内から2件ともうひとつは市外でしょうかね。3件ありましたが、最終的に申請書類を出したのはJA魚沼みなみさんだけであったということで、別にそこに限ったことではありませんで、もし他の方が申請書を出していれば、審査会で、どちらになったかは別にいたしまして、審査します。ですので、これからのことにつきましては、例え第3セクターで作ったそういう運営団体でありましても、これはもう全く特典がないということでもありますので、きちんと皆さん方にご説明申し上げるように公募をして、そして応募のあった中から審査できちんと選定をして皆さん方にお諮りをする、そのことは必ず守ってやっていきますのでお約束を申し上げます。

岡村雅夫君　　今ほど課長の答弁の中で、詳細の計画というか単価等については議決をいただいでから公表していくとこういう言い方であります。ですが先程の前段の中では、そういうものを条件を我々が知って、そして議決をするというのがやはり妥当ではないかなというふうには私思うんですね。要するに、この法律の原点の説明がありましたように、利用者の利便、あるいはまた経費の節減とこういうことが謳われているわけでありますので、そうすると条件というのは、要するに計画書というのはやっぱり添付すべきではないかなというふうに考えますが、ひとつその点をお聞きいたします。

それから、広募というひとつのハードルがあるわけでありますが、更新等の問題、1番この制度が機能するということは更新があるということがひとつの競争原理、あるいは改善の機会がそこへあるわけであります。この10年間というふうに決めた理由は、またそれぞれの物件によってそういうその設置、その契約の期間というのが変わるのか、その辺もひとつお聞きいたします。大和町の美術館の場合は多分5年だったか6年だったかと思うんですけども、そしてその解約の手法から一切その、我々は提示を受けて、納得をした上での議決をしていくというふうに私はみているんですけども。そういう点がちょっとこれだけの説明だとわかりづらいのですが、ひとつお聞きいたします。

農林課長　　前段の方ですけども、本日、詳細な申請書の内容等が添付されていないということですけども、この件につきましては市に申請していただき、市の審査会で市長から諮問を受けまして、妥当かどうか選定しろというふうな条例になっております。市の助役さんが座長でございますけども、他、担当課長等々が出席しまして約7名で構成されておると思いますが、農協さんから提出されました必要書類、提出書類に基づきまして、それぞれの立場で審査をさせていただいたところでございます。その結果を本日報告させていただいたということでございますのでご理解いただきたいと思います。

それから、10年間ということで今回契約したいというご提案をさせてもらっているわけでございますけれども、これは10年間は長い短いというお話も当然あるかと思っておりますけれども。10年間につきましては、堆肥につきましては、かなり機械等の使い方またその堆肥のその知識、それから土壌低下、それからそれに基づいて何トンほど撒けばいいというようなこと。それから地形的にどこにどういう田んぼがあるというようなこと等々を考えますと、2年とか3年というような期間ですと、なかなかその効果を発揮できないというようなことで、私どもの方では10年程度が妥当ではないかということで10年間というふうに設定をさせていただいたものでございます。

岡村雅夫君　　前段の答弁は、要するに審査会があってそして市の幹部もそこに参加していると、そして審議したんだと。そしてそれを市長が良としたということで提案するのだから議決はしてくれと、こういう論法ですよ。私は資料はやっぱり出していいと思うんです。出さなければ私たちは判断ができない、ということですので要するに議会としてのチェック機能がそこには働かないということになりますので、この点について市長、考え方をひとつお伺いします。そしてできることならそういった先程の規約の中での答弁がありましたよう

に、議決をお願いするのだから問題はないだろうと、こういう言い方をしているわけであり
ますので、ぜひひとつ見解を示し、提示をしていただきたいというふうに思います。

それから広募の、10年間という問題、これは非常に今後の課題だと思うんですね。それは
機械の減価償却とか、施設の更新とか維持、いろいろのものが物件には絡む問題でありま
すので、そうしてまた市民が利便性等、きちんとその効果を得た形で得られる、というこ
とをひとつ念頭においた検討が必要かなというふうに考えます。以上です。

市長 別に出せない資料ではございませんので、ただ、今すぐといわれてもなか
なかですが、出します。出しますし、次回までには揃えて出しておきます。今日中にといわ
れますとちょっと、44～45部はちょっと無理かもわかりません。資料提出いたしますの
でよろしく願いいたします。

10年につきましてはやはりそれぞれ、例えばこういう施設ごとによって、文化会館みた
いなのが10年がいいのか、これはまたその時の考え方だと思いますけれども、このこと
についてはやはりちょっと特殊性もございまして、そういう部門で、また新規の参入者にも門
戸を開かなければならないという部分から見れば、20年30年はちょっと長すぎる、そん
なところで10年ということで今設定をさせていただきましたので、よろしく願い申し上
げます。

中俣 誠君 前者の関連になるかと思うのですけれども、たったさっき可決をした条例
に引き続いてこの指定をするわけですけれども。請負契約等は仮契約を結んでそれを提示を
して議会議決をもらったらそれが生きてくと、本契約になると。こういう手続きで議会に
示してそれを判断材料にして賛成反対をしていったと。こういうことですが、管理者の指定
ですので、これはちょっと筋が違うのか、その辺をどうしてこういう手続きになるのかとい
うのを、あまりにも幼稚な質疑で申し訳ないのですけれども、本来ならやっぱりある程度資
料というものは、こういうことで仮契約を結んであるので指定をしたいのだと、さあ皆さん
どうでしょう。これでは、農協さんは誰も知っている組織です。ここへいる人が農協を知
らないわけないわけですので、安心して任せられるわけですけれども、まるっきりもし知ら
ない業者をいきなり指定をしてきた時に、何の条件もわからないというのは、私はちょっと
異常を感じているわけです。だから前者の答弁がどういふふうになるかなと思って耳を澄ま
していたのですけれども、今は出せないけれど後で。この辺、条例を把握していない私たち
にもわかるように、何でこういう状況になるのかというのを教えていただければありがたい
です。

総務課長 指定管理者制度につきましては、今、申請を受けまして審査会で審査をして
今ほど提案しましたJAみなみに管理をさせたいと、こういう段階であります。その中の事
業計画書につきまして、今回につきましては、いろいろの問い合わせが3社ありました中で、
具体的な計画書が出てきたのは1社であります。そういう中で料金設定等につきましては、
申請の段階のもので審査しております。その中でさらに私どもは料金設定等につきましては、
市長の承認行為でございますので、料金についてはまだ細部、細かいところまでもう少しつ

めて具体的な管理運営計画につきましてはやっていきたいと、こういう形でございます。指定をさせていただきまして、またその中で細かい部分がまだまだたくさんありますので、そういう部分を詰めて契約行為と、こういうことになるかと思っておりますので、よろしく願います。

市長 今課長が申し上げたとおりなのですが、これは私どもも若干戸惑っているわけですが、財産の処分とか取得とは全く違います。ですのでそういう金額を示したりしながらの議決という部分ではないというふうに考えておりますが、今皆さん方からやっぱりいろいろご質疑いただければ、やっぱり内容がわからないで、ある意味でその該当名だけを出してこれを承認しろ、議決をしろというのは、やはりちょっと、ある意味では乱暴かなと。ただ法律の主旨はそうであります。ですので先程申し上げましたように、今回はこういう事でちょっと不備でありましたけれども後程提出いたしますし、次回からはきちんとその書類も揃えながら、ただ、今課長が言いましたように、全部決まっているという部分もないわけでありまして、当然変更がありうるという前提でありますけれども、そういう資料を提出しながら今度は議決いただこうと思っております。今回は初めてということに免じて皆さん方からちょっとご理解をいただきたいと思っております。

中俣 誠君 わかりましたが、今言いましたように、私は農協さんなので今回はこれで第1回ということもあり、やむを得ない面は私たちも条例をよく調べてもないというようなことでわかりましたが、今市長の答弁のように、次回はやっぱりその辺よく精査をして、審査会では必ず審査したわけですので、審査会ではこういうことでここに決定しましたという、たまたま1社ということですが、その辺を今後きちんとやっていただくように要望して止めておきますが。

種村俊夫君 先程の、前の時の質問を私は保留されていますので、質問続けたいと思います。委託金の問題ですが、ここに市長は委託金を払うことができるという一文がございしますが、先程の話を聞くと健全経営に目指しているだとか、そのほかに今度はこれは単なるその営業目的じゃなくて、その処理に困っているものをあれするという公共的な面もあるんだとか、いろいろありますよね、そういういろいろの言い方ができます。しかしながら私は、何とか公社だ何とか財団だ何とかセクターだ、そういう委託金をどんどんどんどん出していくこと自体、私は反対なんです。これはやはりある程度、出すのであれば周年目標、3年間は委託出すけれどもそのあとは自分達でやって下さいよということをやってほしいのですが。料金もわからずにその運営もわからずにですね、それで委託金を出すことができると思ったら、今予算書を見ると多分ないような気はしたのですが、そういうものは、本当次年度から出てくる可能性だってあるわけですね。それでやってみたらそこが赤字だったから、ということは、その人たちが出した運営計画が間違っていたということになる。そういうことになるわけですからそこに委託金を出すことができる、市長の名前で委託金を出すことができる、こういうものはあんまり私は好きではないんです。なぜそこにそういうものをつけたかお聞かせ願いたい。

市長 条例そのものは、すべての公の施設をもし管理委託する時はこうしなければならぬということですから、今ご承知のように、それを運営をしていわゆる収支とんとんでやっていける部分と、やっていけない部分とがそれぞれあるわけでありまして。ですので、当然やっていけない部分については、市で委託費的なものを払わなければ運営ができない、そういう大まかな意味であります。ですので例えばこの堆肥センターも、今の、今のですよ、収支予算では一応90万円ぐらい黒字を出すという収支予算書でありますので、そのとおり行けばお金は出さなくてもすむということでもあります。それに基づいてきちんとやっていただこうと思っておりますけれども、そういうことですので、個々によってすべて違いますので、その辺をひとつご理解をいただきたい。極力そういう方向に努めるようにいたします。

種村俊夫君 これは、病院などですと地域医療、福祉の問題もあるし、今回の堆肥センターも公共的なもの、その食品残渣とか、家畜糞尿の処理だとか、そういう面もありますので、一概にそれを出すなとかいうのではなくて、今、市長も言われましたように、その個々の状況に応じてすなりと、すぐもう1年、2年の90万円のあれがいや逆だったとか、そういうことでそれを出さなければいけないとか、大和町の美術館の場合は最初からもう全期の基本料金のみを委託する出すということで、そういう収支計画の中で、それでも業者は毎年2,000万円ずつの赤字をここにはいっている財団の方が出しているんですね。そういうこともありますので、簡単に委託費を出すということを使わないでいただきたい。先程の市長の答弁を信じてまたそのようにしてもらいたい。お願いします。

議長 24番・関 忠良君。簡潔明快にお願いします。

関 忠良君 長くなりましたので簡潔にしたいと思いますが、私もこの事業については5億円を超える投資ですので、非常に注目している1人であります。したがって、ただこの環境保全型農業の構築ということですから、私はある面では、採算コストにならない事業をやるということが前提になっているのではないかと思うんです。それと同時に基本は、農家とどれだけ結びつくかということなしには、私はこの農業の発展、畜産の発展と合わせてですけれども、そういう面ですが。ただそれはそれとして今日はそれには触れませんが、行政報告にもありましたし、この産建の報告にもあったようですけれども、この環境保全型農業の取り組みが弱いから生産調整の中で米の作付けの配分が減ってきたと。こういう点が指摘されているのですが、その関連と、私はそれが理解できないんですけれども、その関連について、それと合わせて、だからこの有機センターの活用発展が必要なんだというふうに、どういうふうに関連付けるのか、その点について課長の答弁をお願いします。

議長 農林課長。簡潔明快に答弁願います。

農林課長 わかりました。私も当初から申し上げておりますように、減々米、有機栽培米というようなことで環境に配慮した米作りというものを農家の皆さんにお願いしておるところでございます。その元となる減農薬、減化学肥料を行うにあたってやはり土作りが1番大事ではないかということで、その拠点となるこの広域有機センターを設置するということで、ずっと考えておりました、また説明させていただいたところがございますので、ご

理解をいただきたいと思います。

中沢俊一君　今、前者の質問にだぶるわけですが、私は何度か、では塩沢の人は本当に使ってくれるかということ、この議場で質問したことがあります。あそこまで運んで1台6,500円となると、見返りがなければ普及しないと思っているんです。ということはこの地域は、今ありました環境保全型の農業に取り組んでいるかどうかということは、この辺のその生産枠から、あるいはまたこの辺の評価から、魚沼コシヒカリのメッカとしての評価から、長い目で見て非常に私は大きな戦略的な意味を持っていると思います。その辺の目安について有利販売ができるのかどうか、農協さんを通じて。含めてです。簡潔に答弁をお願いします。

農林課長　私の答える範囲ではない部分もあるような感じもしますが、有利販売につきましては農協の方でも当然格差といいますが、差額をつけるような範囲の中で、考えてみるということをお願いいたしますし、塩沢町につきましては、約600トンから700トン程度が塩沢町で散布したいというふうに考えております。これにつきましてはJA塩沢営農部が今散布体制の構築に向けて、鋭意動いているところでございますので、塩沢町については大丈夫だというふうに考えております。

議　長　以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を終わります。

議　長　討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議　長　採決いたします。

第11号議案　南魚沼広域有機センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

議　長　お諮りします。

決算審査特別委員会の正副委員長の選任報告についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の正副委員長の選任報告についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

議　長　追加日程第1、報告第2号　決算審査特別委員会の正副委員長の選任報告についてを行います。事務局長より報告させます。

事務局長　(報告を行う。)

議長 長 ただ今事務局長報告のとおりであります。まず六日町決算審査特別委員長・小澤謙二君のあいさつをお願いします。自席をお願いします。

小澤謙二君 ただ今皆さん方からご指名、ご推選をいただいたわけでございます。16年度の4月から11月まででございますが、決算特別委員会ということで審議をさせていただくわけでございますが、何はともあれ大変な資料でございますが、皆さん方のご協力をいただきながら簡潔の中にも短時間で、そして実のある審査、審議をしていただければありがたいと、かようにお願い申し上げて、あいさつにかえさせていただきます。

議長 長 次に大和町決算審査特別委員長・小倉一郎君からあいさつをお願いします。

小倉一郎君 小倉でございます。今ほど大和町決算審査特別委員会の委員長ということで選任をいただきました。小澤さんのあいさつの中にありましたように、浩瀚決算ですので、使ってしまったお金だというふうな話もあるわけですが、ひとつ委員の皆様方から一生懸命研究いただいて、新しい、新市の予算なり活動に少しでも貢献できるような決算審査にしていきたいというふうに考えています。よろしくひとつご協力をお願いしてあいさつにかえさせていただきます。

議長 長 以上で決算審査特別委員会の正副委員長の選任報告を終わります。

議長 長 日程第29、第12号議案 平成16年度六日町一般会計決算認定について、日程第30、第13号議案 平成16年度六日町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第31、第14号議案 平成16年度六日町老人保健特別会計決算認定について、日程第32、第15号議案 平成16年度六日町下水道特別会計決算認定について、日程第33、第16号議案 平成16年度六日町揚水設備維持管理特別会計決算認定について、日程第34、第17号議案 平成16年度六日町介護保険特別会計決算認定について、日程第35、第18号議案 平成16年度六日町中央在宅介護支援センター特別会計決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。まず説明員は簡潔明快な説明をお願いします。

市長 (提案理由の説明を行う。)

収入役 (説明を行う。)

議長 長 監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (報告を行う。)

議長 長 以上で提案理由の説明と監査報告を終わります。

議長 長 お諮りします。審議が遅れておりますので時間延長して審議したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、時間延長して審議をいたします。10分間休憩をします。5時10分に再開します。

(午後5時00分)

議長 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後5時10分)

議長 第12号議案 平成16年度六日町一般会計決算認定についての総括質疑を行います。

若井達男君 簡単に、それでは1点ほど。今ほどの監査委員の方からの審査意見があったわけですが、その中に不納欠損が例年にない多額に発生したということで、7,800万円、約8,000万円ほどで、確かに今までにはない数字だというふうに私も記憶しております。そうしてその中に日本テラゾが倒産したということによる強制競売があったということで、それが大部分を占めておるということがあったわけです。その金額はいくらぐらいであるかと、そしてあわせてこれは単年度だけでなく累積のものもあるのではないかとというふうに私は考えるわけですが、その辺をひとつお聞かせ下さい。

税務課長 ご指摘のとおりでございます。具体的な金額はちょっと今データもっておりませんのでお答えしかねますけれども、私の記憶では3年程前の記憶しかなくて恐縮ですが、既に発生したはずでございますから、最低でも3年 ちょっと後からご答弁申し上げますけれども 4年から5年程度のおそらく累積があったというふうに考えております。以上でございます。

若井達男君 私もそのように思っています。それでそうした中で、当然この企業、これは自治体でも危ないと言われるわけですが、倒産、その赤字団体のうち、何らかの保全というものは当然かけてあったと思うわけですが、その点は如何ですか。こういうことはよくあることでその保全を配当があるなし、会社に通知されるなく、ある程度の保全というものをかけておくと、この強制競売であっても任意競売であっても、その辺が事前に察知ができるわけですが、その点は如何ですか。

税務課長 今現在の話をするよりも今の議員のお話は数年前のことからについての、いわゆる資本についてのご質問でございますので、若干今現在で申し上げる内容が適当かどうかというのはありますけれども。当時実は既にテラゾさんは事実上我々の租税債権を回収できる状態にないという認識はもっておったのでございます。早い話が事業の性質上、建設投資がなくなればすぐ危なくなる会社であるということは当然、今になってみれば予想はつくわけです。輸入した石材等をもうけて、いわゆる壁面等の石材を加工したり、ビル内部の調度品をお作りになるわけでありまして、おそらく真っ先にパプルの崩壊の影響が出ておったのだろうと今にして思えば、私は3年前に1年だけ税務課長をやったことがあるわけでございますけれども、これはもう未完といっってはうまくないのですけれども、事実上その当時徴収係の担当とは、これはもう債権の保全といっても実際無理だと。既にもう全部抵当権が設定されておりまして、テラゾさんは私の記憶ではそもそも六日町、旧六日町に事業所ができた時には、いわゆる先行投資をしながら子会社を作ってお出になったはずなのでございます。その時に事実上そういう状況になっておったということでございますので、誠に恐縮でありますけれども今のご指摘のような債権回収の手順は、公共団体としてのそのいわゆる手順は考えておったかと思っておりますけれども、先手を打って保全をかけていくというような意識

があったとは正直いって私がいうのも何でございますけれども、ありませんでしたので、抜けておったという部分はあるかもわかりません。以上でございます。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、第12号議案の総括質疑を終わります。

議長 次に、第13号議案から18号議案までの6件の特別会計に対する総括質疑を一括して行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めてよいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、質疑を終わることにご異議がありませんので、13号議案から18号議案までの総括質疑を終わります。

議長 第12号議案、第13号議案、第14号議案、第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案を六日町決算審査特別委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第36、第19号議案 平成16年度六日町水道事業会計決算認定について、日程第37、第20号議案 平成16年度六日町国民健康保険城内病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

企業課長 (説明を行う。)

城内病院事務長 (説明を行う。)

議長 監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (報告を行う。)

議長 監査委員の監査報告を終わります。

議長 第19号議案、第20号議案に対する総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第19号議案、第20号議案の総括質疑を終わります。

議長 第19号議案、第20号議案は六日町決算審査特別委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第38、第21号議案 平成16年度大和町一般会計決算認定について、日程第39、第22号議案 平成16年度大和町国民健康保険事業特別会計決算認定に

ついて、日程第40、第23号議案 平成16年度大和町老人保健特別会計決算認定について、日程第41、第24号議案 平成16年度大和町介護保険事業特別会計決算認定について、日程第42、第25号議案 平成16年度大和町農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第43、第26号議案 平成16年度大和町観光施設事業特別会計決算認定について、日程第44、第27号議案 平成16年度大和町公共下水道事業特別会計決算認定について、日程第45、第28号議案 平成16年度大和町訪問看護事業特別会計決算認定について、以上8件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

収入役 (説明を行う。)

議長 監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 (報告を行う。)

議長 以上で提案理由の説明と監査報告を終わります。

議長 第21号議案 平成16年度大和町一般会計決算認定についての総括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、第21号議案の総括質疑を終わります。

第22号議案から28号議案までの7件の特別会計に対する総括質疑を一括して行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、質疑を終わります。

なお、21号議案から、22号議案、23号議案、24号議案、25号議案、26号議案、27号議案、28号議案は、大和町決算審査特別委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第46、第29号議案 平成16年度大和町水道事業特別会計決算認定について、日程第47、第30号議案 平成16年度大和町病院事業特別会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 説明を簡略にひとつお願いします。

企業課長 (説明を行う。)

大和病院事務長 (説明を行う。)

議長 監査委員の監査報告を求めます。

監査委員 （報告を行う。）

議長 第29号議案、第30号議案に対する総括質疑を行います。

岡村雅夫君 1点、提案者に確認をしたいのですが、今の水道事業の報告書の中で、前年度決算額との比較ということで、なかなか比較は難しいということが書かれております。そして16年度末での1年間の決算額によりたいと考えておりますという、こういうくだりがあるわけではありますが、要するに11月から3月までのまた決算がくるわけであります。そして合わせた額で1年間の決算というような形が各会計行われるのかどうか、その辺をひとつお聞きしたいなというふうに思います。要するに年度内途中で決算しているわけではありますが、今後のその運びはどういうふうになるかちょっとお聞きいたしたいと思います。

市長 比較はですね、今は当然比較はできない。それから11月から3月までの間は今度は南魚沼市一体でありますから、当然前の各町ごとに戻っての比較ということではできませんので、この合併時におけるその廃置分合によつてのこういう部分については先程の提案理由にも申し上げましたように、そういうことでありますので、とうてい比較そのものができない状況であります。ただ、資料的にですね、比較を可能なものがあればそれは出したいと思っておりますけれども、なかなかそこまで作業が詰められないという気はしております。極、まあまあ、現況としては比較がなかなかできないということでもあります。

また17年度も塩沢町を併合しますので、17年度になれば前年の比較というのはいわゆるですけども。そんなことでちょっと比較がここ2回ほどの決算は、容易でないということとはひとつ皆さん方からご理解いただきたいと思っております。

岡村雅夫君 単町で16年度予算を組んで、そして途中で決算をして持ち込んだということでもありますので、私はできることならば両町の合算した、要するに通年予算と比較した形ができる決算が必要なのではないかなというふうに思います。そうすることによって今度また塩沢との問題が起きた時には、要するに塩沢の当初予算を加味して合算したことが行われなければ、全体の量というのが我々が把握できない。そうして今度18年度予算、あるいはまた決算をむかえるわけでもありますので、私は今ほどいわれましたように、資料としてそういった工夫をひとつしていただきたいなというふうに思います。以上です。

市長 検討はちょっとしてみますけれども、全く比較にならない数字を出してもやっぱり比較はできないということなんです。今もう決算をして、それをでは昔の旧大和と旧六日町の分に戻ってそれをもう1回合わせて比較検討しろなんていうのは、それは数字として全く存在しないことになりますので、ちょっと難しいのではないかと思いますけれども、鋭意検討はしてみます。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よつて、第29号議案、第30号議案の総括質疑を終わります。

29号議案、第30号議案は大和町決算審査特別委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。
次の本会議は3月10日、9時30分より、当議場で開きます。その前に9日、10日、
各委員会。本日は大変ご苦労さまでした。

(午後6時45分)